

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

最終まとめ

～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた
対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

令和4年3月14日

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

目次

はじめに	2
第1章 コミュニティ・スクールに関する現状	
（1）経緯	3
（2）現行制度の概要	5
（3）全国の導入状況	8
（4）近年の社会の状況の変化	9
（5）コミュニティ・スクールの意義・役割	11
第2章 コミュニティ・スクールの成果と課題	
（1）コミュニティ・スクール導入の成果	12
（2）コミュニティ・スクールの具体的な取組	13
（3）コミュニティ・スクール推進の課題	16
第3章 これからのコミュニティ・スクールの在り方	
【これからのコミュニティ・スクールの在り方】	18
【取組の方向性】	
（1）コミュニティ・スクールの導入促進に向けた方向性	19
（2）コミュニティ・スクールの質的向上に向けた方向性	20
（3）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の方向性	22
第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策	
・導入主体である教育委員会の計画的な取組への支援	24
・地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援	24
・都道府県教育委員会の伴走支援体制構築の支援（アドバイザーの配置）	24
・CSマイスターとの連携・協働による支援	24
・学校運営協議会関係者の理解促進・研修の充実のための支援	25
・地域との連携・協働による教育活動の充実のための支援 （教育課程への地域の関わり、現代的課題に対応した活動の充実）	25
・学校を核とした地域づくりの推進	25
・学校運営協議会の運営経費の支援	26
・学校運営協議会の実態把握・評価	26
・教育長・首長の理解促進	26
・フォーラム・広報の実施	26
・国におけるフォローアップの実施、推進体制の強化	26
おわりに	28

※ 本最終まとめでは、「国」と表記されているものは文部科学省を指すが、当該表記になじまないものについては個別の名称で表記している。また、「学校」と表記されているものは公立学校を指すが、当該表記になじまないものについては公立学校と表記している。

はじめに

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校をいう。）は、平成 16 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正により制度化され、その後、平成 29 年の地教行法改正（以下「平成 29 年改正法」という。）により学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされた。
- 平成 29 年改正法の附則には、法の施行後 5 年を目途として、「学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。このため、令和 3 年 4 月、文部科学省において現場の実践者や行政の実務者、学識経験者等の有識者から構成されるコミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議を設置した。
- 本検討会議においては、教育委員会や学校からのヒアリングも交えながら、制度化から 17 年が経過したコミュニティ・スクールの現状と成果・課題を明らかにした上で、今後のコミュニティ・スクールの在り方や推進方策等について検討を行い、合計 10 回にわたる議論を「最終まとめ」としてとりまとめた。
- 最終まとめの概要は以下のとおりである。

コミュニティ・スクールは、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくりなど開かれた学校運営に多大な効果があり、その導入数は平成 29 年改正法以降飛躍的な伸びを示している。一方、導入の取組状況に自治体間や学校種間で差が見られること、コミュニティ・スクールを導入したものの十分な協議が行えていないことなどの課題もあるため、これからは、全ての関係者が相互の信頼関係の中で、コミュニティ・スクールについて正しく理解して取り組むことが重要になる。
- コミュニティ・スクールの導入は全ての学校に必要なであるが、その方策として、国が導入を自治体に強いる法的措置を講じることについては、コミュニティ・スクールが対話や信頼・納得をベースとする仕組みであることなどに鑑みると、慎重な対応が必要である。
- その上でこれからのコミュニティ・スクールの在り方としては、平成 29 年改正法による顕著な成果を踏まえれば、学校運営協議会の法律上の位置付けについては特段変える必要はなく、改めて、コミュニティ・スクールの趣旨や目的、必要性や有用性について関係者に十分な理解を求めながら、全ての公立学校へのコミュニティ・スクールの導入を迅速かつ着実に進め、地域に開かれた学校運営の実現を目指していくことが必要である。
- コミュニティ・スクールの推進の方向性としては、教育委員会が、導入の努力義務を重く受け止め、教育長のリーダーシップの下、コミュニティ・スクールの導入に向けた計画を主体的に策定すること。導入後も学校等へ伴走して継続的に支援するなど、コミュニティ・スクールについて権限と責任を有する教育委員会が主体的・計画的に取り組む教育委員会を、国は積極的に支援していくことが必要である。
- 本最終まとめを受けて、コミュニティ・スクールの導入が加速し、コミュニティ・スクールが学校運営の改善に資するものとなるよう、文部科学省において、推進方策の着実な実施と適宜のフォローアップを行うことを期待する。

第1章 コミュニティ・スクールに関する現状

(1) 経緯

- 平成12年12月 教育改革国民会議報告
教育改革国民会議報告において、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校の設置が提言される
- 15年 3月 規制改革推進3か年計画（再改定）
コミュニティ・スクール導入の意義は、「アカウントビリティを負うことにより、ニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能」とするもの
- 16年 3月 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」
地域運営学校（コミュニティ・スクール）について、制度の意義や在り方について報告
・「学校運営への参画を制度的に保障」
・「学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段」 等
- 16年 6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（同年9月施行）
教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする
- 17年 4月 平成17年4月1日時点で17校がコミュニティ・スクールを導入（指定）
- 25年 6月 第2期教育振興基本計画（閣議決定）（平成25年度～29年度）
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・すべての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協力する体制を構築
- 27年 3月 教育再生実行会議 第6次提言
「全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み」
「学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指す」
「学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援」
「コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討」
- 27年 3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告
「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて ～全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して～」
- 27年12月 中央教育審議会答申 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に

整備すること

- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと

等が提言された

29年 3月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（同年4月施行）

- ・学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を教育委員会の努力義務とするとともに、
- ・学校運営協議会は「学校運営に必要な支援」についても協議すること等を規定

社会教育法の一部改正（同年4月施行）

- ・地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行う活動を「地域学校協働活動」と定義
- ・教育委員会が地域住民等と学校の連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定等を整備

30年 6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）（平成30年度～令和4年度）

学校運営協議会制度 → 全公立学校への導入を目指す

地域学校協働活動 → 全小中学校区での推進を目指す

30年 10月 文部科学省の組織再編により、これまで初等中等教育局が所管していたコミュニティ・スクールが総合教育政策局の所管となる

令和 元年頃～ 各種文書において、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」記述

(2) 現行制度の概要

① コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5¹に規定する保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことである。

学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるための協議や基本方針の承認を行う、学校運営の強化を図るための仕組みである。

そのため、地教行法では、

- ・校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない
- ・学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる
- ・学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、職員の任命権者に対して意見を述べるができる

とされており、学校運営協議会は、「学校運営の基本方針の承認」、「学校運営に関する意見」、「教職員の任用に関する意見」という3つの権限を有している。

学校運営協議会は、平成16年の地教行法改正により制度化された。平成29年

¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

改正法²により、教育委員会は所管の学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならないとされ、現在、学校運営協議会の設置は、教育委員会の努力義務となっている。

また、平成29年改正法により、学校運営協議会に「学校運営」に関する協議のみならず「学校運営への必要な支援」に関する協議を行う役割が追加され、学校運営協議会委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者が追加された。加えて、教職員の任用に関する意見については、意見の申出により人事が円滑に進まないのではないかとといった指摘もあったことから、どのような事項を学校運営協議会による意見の申出の対象とするか教育委員会規則で定めることとする改正も行われたが、前述の基本的な3つの権限は変わらずに位置付けられている。³

なお、学校運営協議会が設置された場合であっても、学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものであり、学校運営協議会が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限を持つものではない。

② 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、社会教育法⁴第5条第2項に規定する学校と地域が連携・協働して行う学校内外における活動の総称である。

具体的には、いわゆる「放課後子供教室」や「地域未来塾」などの保護者や地域住民等の参画による放課後等における子供たちの学習支援、体験・交流活動のほか、保護者や地域住民等による授業支援や学校行事等の支援、地域の関係者が参画して行う地域課題解決型の学習、地元企業等の協力による職場体験など、学校教育内の活動のみならず、地域の協力による学校や地域の環境整備活動、登下校の見守り、地域との合同で行う防災教育・訓練など、幅広い教育活動・学校支

² 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年4月1日施行）

³ この他にも学校運営協議会委員の任命に関する校長の意見の申出を規定したほか、複数校で1つの協議会を設置することを可能にするなどの改正を行っている。

⁴ 社会教育法（抄）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 （略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十六～十九 （略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

援活動が挙げられる。

また、地域学校協働活動には、前述のような活動だけでなく、学校と連携・協働した公民館等の社会教育施設が主体となつて行う地域の活動等も含まれる。

なお、地域学校協働本部は、地域学校協働活動を推進する体制であり、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等によるネットワーク体制のことをいう。⁵

⁵ 本検討会議では、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方等について検討を行ったものであり、本最終まとめにおいては、地域と連携・協働して地域学校協働活動を行う際の効果的な仕組みである地域学校協働本部といった社会教育推進のための体制等については検討の対象とはしていない。

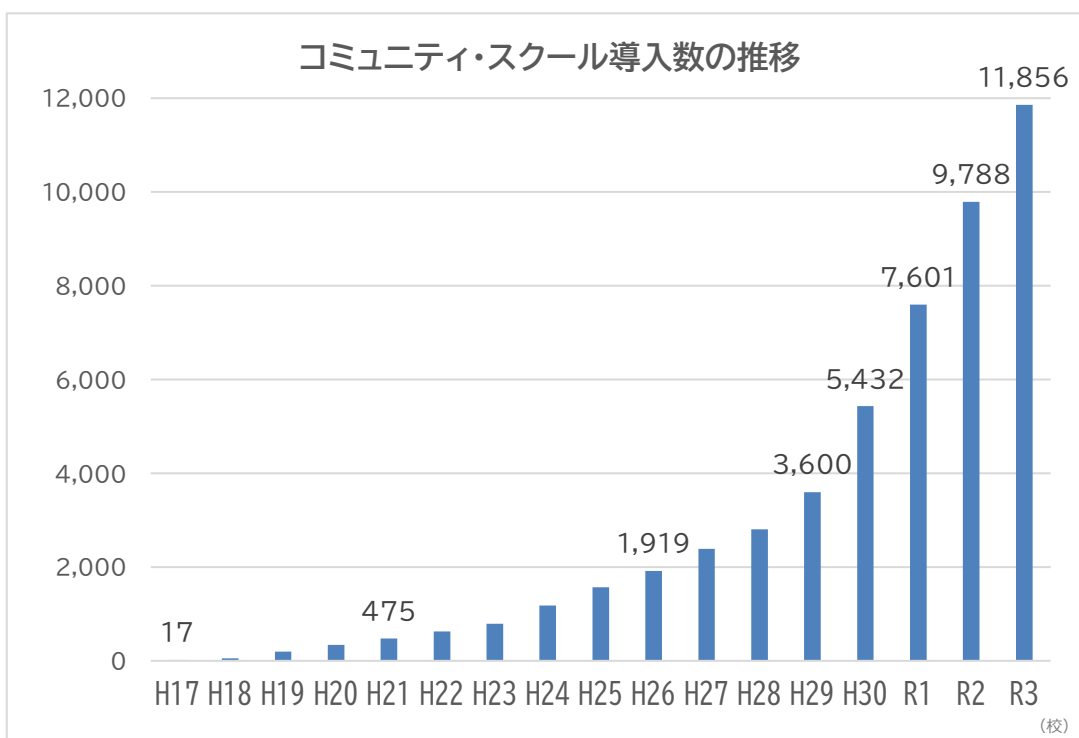
(3) 全国の導入状況

① コミュニティ・スクール

令和3年5月時点、全国の公立学校⁶の11,856校、33.3%がコミュニティ・スクールを導入している。

平成17年4月から平成29年4月までの12年間で3,583校の増加に対し、平成29年4月から令和3年5月までの約4年間で8,256校（毎年約2,000校）の増加となり、平成29年度以降学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となった影響が反映されている。

また、令和3年5月時点の学校種別の導入率においては、義務教育段階（小学校37.5%、中学校36.5%）に比べ、高等学校等（高等学校22.9%、特別支援学校26.0%）が低くなっており、導入状況について、自治体間・学校種間に差が生じている。



② 地域学校協働活動

令和3年5月時点、全国の公立学校の19,471校、54.7%で地域学校協働本部による地域学校協働活動が行われている。地域学校協働本部の数は11,439本部である。

全体のうち18,296校が小・中・義務教育学校となっている。

また、学校と地域をつなぐコーディネーター等を行う調整役である地域学校協働活動推進員等については、令和3年5月時点、全国で31,012人が配置され、配置自治体は1,576自治体（86.8%）となっている。うち、6,770人は、学校運営協議会委員として学校運営に参画している。

⁶ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校。

(4) 近年の社会の状況の変化 (社会構造の変化)

- 日本は急激な少子化・高齢化の進行の真っ只中にあり、人口減少局面に入っすでに10年以上が経過している。また、東京をはじめとする都市圏と地方の経済格差等により地方人口が流出し、地方の更なる人口減少や高齢化に拍車をかけている。
- 同時に今日の世界においては、社会、経済、文化などあらゆる面においてグローバル化、デジタル化の波が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、国際競争の激化、生産拠点の海外移転などを背景に、日本を取り巻く経済環境はさらに厳しさを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念されている。
- このような背景の中で、人と人との関わりや地域のつながりが薄れ、地域コミュニティの希薄化が懸念されている。一方で、SDGsにも示されている多様性の尊重や人権意識の高まりによる社会的包摂や共生社会の実現に向けた行政の取組の進展が見られるとともに、公的機関だけではなく企業や個人等においても社会的責任の意識が高まってきている。
- また、気候変動や地殻変動等により未曾有の災害が各地域を襲う中で、地域のつながりや支えあいの重要性が改めて認識されている。今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けて、複雑で予測困難な時代の先行きが、さらに不透明なものとなる中、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。

(学校運営に関わる変化)

- 先の見えない激動の時代において、これからの社会を形成する子供たちが、自らの人生を切り拓いていく力を身に付けるためには、学校教育においては、令和の日本型学校教育⁷の構築を目指して、社会に開かれた教育課程⁸の実現に向けた学習指導要領の着実な実施やGIGAスクール構想の推進等に取り組むことが求められている。
- また、いじめや不登校、児童虐待の増大、規範意識の低下、SNS等インターネット上の諸問題等、子供を取り巻く課題も、一層複雑化・困難化・潜在化しており、学校においては、これらの課題への対応も求められている。
- さらに、学校の様々な業務の精選や負担軽減など、学校における働き方改革⁹も早

⁷ 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）においては、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性の一つとして、「学校だけではなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要である。その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に実施することが重要である。」とされている。

⁸ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）においては、社会に開かれた教育課程として、以下の点が重要とされている。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

⁹ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日 中央教育審議会）においては、学校におけ

急に対応しなくてはならない。

- このように、学校を取り巻く課題は、山積しており、かつ複雑化・困難化を極めて
いる。こうした課題に対応しつつ、これからの時代に対応した新しい学校教育を実現
するためには、もはや学校だけ、教職員だけの対応では限界がある。

- 教育基本法第13条¹⁰に規定されているように、学校・家庭・地域住民等が相互に
連携・協力して教育を行うことは、教育の目的や目標を実現する上で、そして未来を
担う子供たちの成長を支える上で、いつの時代にも重要なことであるが、学校を取り
巻く課題がますます複雑化・困難化している現在、学校・家庭・地域の協力関係が希
薄であったり、一時的なものであったりすれば、学校は困難や課題を乗り越えること
が難しくなっている。

る働き方改革を進めるに当たり、「社会に開かれた教育課程」の理念も踏まえ、(中略)地域と学校の連
携・協働の下、(中略)地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)を
進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切である。」「学校及び教師が担
う業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律にこれまでの業務を削減
したりするものではない。(中略)社会との連携を重視・強化するものである。」とされている。

¹⁰ 教育基本法(抄)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚すると
ともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(5) コミュニティ・スクールの意義・役割

- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、改めて学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働することの重要性が浮き彫りとなった。もはや校長や教職員だけではこうした事態に迅速かつ的確に対応することは難しく、保護者や地域住民等が「当事者」として学校運営に参画し、目指すべき目標を共有し、その目標達成のための十分な協議をした上で、学校と地域が連携・協働して対処することが求められている。このように、保護者や地域住民等が学校と権限・責任を共有し、学校運営の当事者の一人として、学校運営に参画することができる体制を制度的に保障していることにコミュニティ・スクールの意義がある。
- このような体制が常に確立されていることで、日常においては学校・家庭・地域が課題を共有し効果的な教育活動を行うことができるとともに、災害や感染症の感染拡大のような困難な状況においても保護者や地域住民等の理解と協力を得て、混乱なく安定した学校運営を行うことができる。また、学校運営協議会において、学校・家庭・地域それぞれが果たすべき役割について協議し、連携・協働することで教育活動の質が向上したり、学校の多様な業務の見直しを行うことにより教師が本来の業務に専念できるようになるなど、学校における働き方改革にも資するものとなる。
- また、学校運営協議会は、複数の保護者や地域住民等の意思が表明される法定の合議体であるので、その意見や承認事項は、校長の決断や取組を後押しし、自律的な学校運営を支え・強化する大きな後ろ盾となるものである。
- さらに、学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見も踏まえた上で合意形成が図られる場なので、保護者や地域住民等の当事者意識や参画意識を高め、学校や子供たちを核とした保護者や地域住民等による新たなコミュニティづくり、民主主義社会の基盤強化にも資するなどその効果の広がり期待できる制度でもある。
- 加えて、保護者や地域住民等が学校運営協議会やそこで行われる協議に基づく様々な活動に主体的に参画することは、それ自体が生涯学習・社会教育であり、コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等がこれまで培った知識や技術を学校や地域の課題解決に活かせる自己実現の場、または仲間との生きがいづくりの場にもなっている。

第2章 コミュニティ・スクールの成果と課題

(1) コミュニティ・スクール導入の成果

- 令和2年度に国が実施した「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」(以下「令和2年度調査」という。)によると、教育委員会がコミュニティ・スクールを導入した理由については、
 - ・学校を中心としたコミュニティづくりに有効と考えたから
 - ・学校改善に有効と考えたから
 - ・地教行法で設置が努力義務となったから
 - ・地域学校協働活動の活性化に有効と考えたから
 - ・教育課程の改善・充実に有効と考えたからなどが高い割合となっている。

平成27年度に実施した調査¹¹と比較すると、「学校改善に有効と考えたから」、「教育課程の改善・充実に有効と考えたから」の割合が増加しており、学校運営の改善や教育の質の向上に資するものと捉えている傾向が見られる。

- また、コミュニティ・スクール導入により校長が感じている成果については、
 - ・学校と地域が情報を共有するようになった
 - ・地域が学校に協力的になった
 - ・特色ある学校づくりが進んだ
 - ・子供の安全・安心な環境が確保された
 - ・地域と連携した取組が組織的に行えるようになったなどが高い割合となっている。

学校運営協議会の協議に基づく意見により実現された具体的事項としては、

- ・地域人材が活用されるようになった
- ・学校への必要な支援が講じられた
- ・学習指導の創意工夫が図られた
- ・生徒指導の創意工夫が図られた
- ・施設・設備の整備が図られた

などの事項が高い割合となっている。

¹¹ 平成27年度文部科学省委託調査研究「学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究」総合マネジメント力強化に向けたコミュニティ・スクールの在り方に関する調査研究。

(2) コミュニティ・スクールの具体的な取組

コミュニティ・スクールにおいては、保護者や地域住民等による学校運営の基本方針の承認等の権限や機能を効果的に使った取組により、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくりのほか、地域づくり等にも効果が発揮されている。

コミュニティ・スクールの導入により、学校と地域が育てたい子供像や学校が抱える課題等を共有し、協議を重ね、取組を充実させていくことで、①～⑩のような学校運営上等の諸課題解決に効果的な取組が見られるようになる。

① 学校運営の基本方針の作成・改善

学校運営協議会において一年間かけて、育てたい子供像等について協議を重ね、学校の教育目標を実現するための方策や具体的な取組、その取組を実践するための体制・手法を検討し、学校運営の基本方針や方策を創り上げている。また、学校関係者評価を活用して改善点を検討し、方針や方策を修正することで、次年度の教育活動の改善につなげている。

このため、保護者や地域住民等が学校の考えや課題を十分に理解した上で協力ができるようになり、家庭でも学校の教育方針を意識した子供との関わりが増えるなどの成果が見られている。

② 学校・地域連携カリキュラムの作成

コミュニティ・スクールを基盤として、小・中学校9年間の連続性のある学校・地域連携カリキュラムを児童生徒、教職員、保護者、地域住民が一体となって作成している。

カリキュラム作成を通じて児童生徒に身に付けさせたい資質・能力や育てたい児童生徒の姿を明らかにすることで、関係者全体が連携・協働して教育に携わるようになるとともに、児童生徒自身もカリキュラム作成に関わることで、学習への主体性や学びに向かう意欲、キャリア形成の意識が向上するなどの成果が見られている。

③ 生徒指導上の課題への対応

生徒の問題行動等の課題を抱えていた学校がコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会で学校の困りごとを地域に包み隠さず共有し、どのような学校・生徒にしたいか、そのためにどうすればよいか協議や熟議（熟慮と議論）を通して、連携・協働して対応している。

保護者や地域住民等が連携・協働した夜間パトロールの実施や教育課程の内外で生徒が地域ボランティアに参加する取組等を行うことにより、補導件数の大幅な減少や生徒の自己有用感が高まるなどの成果が見られている。

④ 学校における働き方改革の推進

学校運営協議会において育てたい子供の姿や課題を共有した上で、学校業務の棚卸しや学校・家庭・地域の役割分担を進め、それらを踏まえた地域学校協働活動の充実などに取り組むことによって、学校における働き方改革を推進している。

保護者や地域住民等との協議や熟議により、共通理解に基づく業務の見直しや教育活動の再整理が進み、教育活動の質の向上につながっており、教職員の意識改革や勤務時間の縮減等の成果が見られている。

⑤ 保護者や地域住民等の参画による多様な活動の実施

子供たちの多様な体験機会の減少、家庭での学習が困難な子供や学習習慣が身に付いていない子供への支援等の課題に対応するため、コミュニティ・スクールでの協議を踏まえ、保護者や地域住民等の参画により、放課後等に学習支援や多様な体験活動を行う「放課後子供教室」等を実施している。子供たちへの学習支援を行う

ことで、子供たちが学校の授業に集中して取り組めるようになるなどの成果が見られている。

また、登下校時に保護者や地域住民等による子供たちへの声かけや見守りなど学校安全の取組を行うことで、子供たちの安全・安心な環境が確保されるなどの成果が見られている。

⑥ 高等学校と地域との連携

高等学校においては、生徒が多様な大人との関わりの中で社会とつながり、社会の中で学ぶ場を広げていくことも求められている。各高等学校におけるスクール・ポリシー¹²の策定や、各教科や総合的な探究の時間¹³等の実施に当たって、保護者や地域住民等多様な関係者が関わるのが重要である。

コミュニティ・スクールの導入により、学校の特色や進路の多様化等を踏まえ、企業や高等教育機関等と連携して進学や就職を見据えた学校運営を進めている取組も見られる。

また、コミュニティ・スクールの導入により企業と連携したカリキュラムを作成し、高等学校と地元企業や商工会等が連携して新たな商品の開発やそのPRを実施する取組も見られる。

⑦ 特別支援学校と地域との連携

特別支援学校においては、多様な年齢や配慮を必要とする子供が在籍している。所在する地域の理解、就業先となる企業等との連携・協働やつながりづくり、地域での活動の場をつくるなどの観点も重要であることから、学校運営の基本方針や教育課程に、保護者や地域住民等多様な関係者が関わるのが効果的である。

コミュニティ・スクールの導入により、地域の行政や医療関係者、福祉団体、企業等が学校運営に参画している取組も見られる。

⑧ 幼稚園から中学校までを見通した教育の推進

家庭や地域における教育の充実を図るとともに幼稚園から中学校までの12年間を見通した幼小中一貫教育を推進するため、コミュニティ・スクールを導入している取組も見られる。

幼稚園の学校運営協議会委員が小・中学校の委員を兼ねることや幼稚園等地域の幼児教育施設が小・中学校の学校運営協議会に参画することで、幼小中の連携体制が強化され、合同防災引き取り訓練の実施等の合同活動や教職員の相互協力が進むなどの成果が見られている。

⑨ 学校と地域の防災体制の強化

災害時に学校が避難所となり避難所運営に混乱が生じた経験を踏まえ、地域と一体となった防災体制の構築に向けて「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入することが求められる。

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画して、学校防災マニュアルの改善を図ることや、学校と地域の連携・協働による合同防災訓練の実施などに取り組

¹² 「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日）等を踏まえ、各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策として、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、学校教育法施行規則を一部改正し、高等学校が「スクール・ポリシー」（高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）を定め、公表することとした。（令和4年4月1日施行）

¹³ 「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編」において、総合的な探究の時間については、実社会や実生活において生きて働く資質・能力の育成が期待されていることから、「各学校において定める目標及び内容については、地域や社会との関わりを重視すること。」とされている。

むことで、生徒や教職員の防災意識の向上や地元自治体との避難所指定の協定締結が進むなどの成果が見られている。

⑩ 地域コミュニティの復興

東日本大震災により甚大な被害があった学校では、地域コミュニティの復興に向けて小・中学校で一つの学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等と連携・協働して、地域の歴史や文化に触れることを通じて地域への愛着を育む学習や職場体験活動、地域と合同で行う防災教育等、9年間の継続性を持ったカリキュラムを実践している。

これらの学校・家庭・地域の連携・協働による取組が、復興に向けて日々変化している地域コミュニティのつながりとなり、家庭や地域の生活環境の向上に資するなどの成果も見られる。

(3) コミュニティ・スクール推進の課題

① 導入を促進する上での課題

平成 29 年改正法により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となったこともあり、全国におけるコミュニティ・スクールの導入数は着実に増加しているが、導入していない教育委員会も少なからずある。導入を促進する上での課題や制度の理解が十分でない現状を以下に挙げた。

(制度の趣旨の理解)

- 令和 2 年度調査によると、コミュニティ・スクールを導入していない理由について未導入の教育委員会による回答は「学校評議員¹⁴や類似の仕組み¹⁵がすでにあるから」、「地域連携がうまく行われているから」、「すでに保護者や地域の意見が反映されているから」が上位を占めており、コミュニティ・スクールと類似の仕組み等との違いが十分に理解されず、学校運営協議会が有する権限や機能を制限している例も見られる。
- 高等学校や特別支援学校等の学校種では、学校区が広域に渡ることから、立地上の地域（エリア・コミュニティ）が見えにくいため、コミュニティ・スクールの導入になじまないのではないかとといった認識がある。
幼稚園においては、学校の規模が他の学校種に比べ小規模な場合があるため、単独でコミュニティ・スクールを導入することが困難な場合が多いとの認識がある。
- コミュニティ・スクールは、改革意識のある学校や教育委員会が取り組む特別な制度であるという認識や、山間・離島部の学校等、地域外からの児童生徒確保のためのツールとして活用するものとの認識がある。

② 導入後の運営上の課題

コミュニティ・スクールにより学校運営の改善が行われている学校がある一方、十分な協議が行われていない形式的な学校運営協議会も見受けられる。導入後の学校運営協議会の運営上の課題について以下に挙げた。

(議題の設定)

- 学校運営協議会で本来協議すべき学校運営に関する課題が提示されず、学校からの定型的な報告が中心となっている場合がある。この場合、報告事項と協議事項が区別されずに会議が進行するため、学校運営協議会の本来の効果が発揮されず、むしろ、会議開催の負担感が大きなものとなっている状況も見受けられる。

¹⁴学校教育法施行規則第 49 条「学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる」

学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により学校設置者が委嘱するもので、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるすることができる。全公立学校の 75.4%が置いている（平成 26 年度）。

学校運営協議会とは、合議体ではない点、学校運営への意見が校長の求めに応じてのものである点、学校運営の基本方針への承認や教職員の任用に関する意見を述べるすることができる権限と責任を有していない点で異なる。

¹⁵ 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校又は中学校区ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体（学校評議員や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は除く）。（令和 3 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査における定義より）

学校運営協議会とは、学校運営の基本方針への承認や学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見を述べるすることができる権限と責任の全部又は一部を制限されている点で異なる。

(会議の開催が目的化)

- コミュニティ・スクールを導入することや、決められた時期・回数 of 学校運営協議会を開催することが目的になってしまっている状況も見受けられる。

(運営上の業務負担の偏り)

- 学校運営協議会の委員が、あらかじめ決められた充て職を中心に構成され、各委員の当事者意識が十分でない場合、各種調整や準備等を含め会議運営の負担が一部の者に集中している状況も見受けられる。

(人材や予算の確保)

- 学校運営協議会の委員について、校長とともに協働して学校運営に参画できる当事者意識を有した人材の発掘や男女比・年齢分布等委員構成のバランスの確保に苦慮するほか、特別職の非常勤公務員として任命される委員に支払う報酬や会議の開催経費の確保が十分でない状況も見受けられる。

③ 地域学校協働活動との連携・協働（一体的推進）の課題

平成 29 年改正法により、学校運営協議会は「学校運営」のみならず「運営への必要な支援」についても協議することとなったため、地域学校協働活動と連携・協働して取組を進めることは自然である。このため、国はコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図っている。

一方現場では、学校運営協議会と地域学校協働活動の役割を混同したまま取組が進められ、「コミュニティ・スクール」＝「地域による学校支援活動」であるといった誤った認識や、学校が地域学校協働活動全体を担う主体にならないのかという懸念の声もある。

地域学校協働活動との連携・協働(一体的推進)の課題について以下に挙げた。

(連携・協働させる主体)

- 教育委員会がコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を連携・協働させる主体であることについて関係者間で共通理解がされていないため、学校がその役割を担う必要があるのではないかという負担感への懸念がある。

(学校が担う役割)

- 学校運営協議会は、活用の仕方によっては地域の課題解決や地域の活性化にも資するものである。本来これらの課題は教育委員会等行政が対応するものであるが、学校だけで対応しなくてはならないのではないかという懸念がある。

(成果の説明)

- 学校運営協議会における協議や協議に基づく学校運営は、コミュニティ・スクールの成果としてわかりづらいため、学校や教育委員会等は成果がわかりやすく、説明しやすい地域学校協働活動ばかり取り上げてしまう状況も見受けられる。

(学校教育部局と社会教育部局との連携)

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組むためには、学校教育部局と社会教育部局の連携が必要となることから、両部局を統括する教育長のリーダーシップが重要となるが、両部局の連携が必ずしも十分ではないという状況も見受けられる。

第3章 これからのコミュニティ・スクールの在り方

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

- 前章で示したように、コミュニティ・スクールは教育課程の改善・充実や特色ある学校づくりなど学校運営に多くの効果をあげており、平成29年改正法により、教職員の任用に関する意見が柔軟化され、教育委員会にコミュニティ・スクール導入の努力義務が課されたことで、その導入数は毎年約2,000校と飛躍的に増加しており、法改正がもたらした大きな成果と判断できる。
- 一方、前章で示したコミュニティ・スクールの導入促進上の課題や運営上の課題の多くは、コミュニティ・スクールの趣旨や目的の理解が不十分な点に起因することから、課題の解決に当たっては、教育委員会や学校のみならず、保護者や地域住民等コミュニティ・スクールに関わる全ての関係者が、相互の信頼関係の中で、コミュニティ・スクールを正しく理解することが重要である。
- コミュニティ・スクールの導入は全ての学校に必要である。
このため、本検討会議においては、コミュニティ・スクールの更なる導入促進のための方策等について様々な検討を行った。そのうち、国がコミュニティ・スクールの導入を自治体に強いる法的措置を講じる方策については、十分な協議を通じて関係者間で納得や合意を得る学校運営協議会の趣旨にはなじまないものであり、加えて、コミュニティ・スクールの必要性や有用性について理解が得られていない地域もある現状においては、慎重な対応が必要である。また、コミュニティ・スクールは、立場や視点が異なる多様な関係者が、対話を通じて信頼関係を構築し、協働して学校運営を行う仕組みを置く学校であることから、コミュニティ・スクールを導入すればすぐに効果が出るものでは必ずしもなく、多様な関係者が不断の努力の下、そのプロセスを共有し、時間をかけて段階的に育てていくことも重要となる。
- こうしたことに鑑みると、これからのコミュニティ・スクールの在り方としては、平成29年改正法によって、現在、教育委員会が主体的・計画的に導入に向けた取組を行い、導入数が飛躍的に伸び、学校と地域との連携・協働も進むなど十分な成果を上げていることから、学校運営協議会が持つ3つの権限等の機能や導入の努力義務等の法律上の位置付けについては特段変える必要はない。その上で、改めて、コミュニティ・スクールの趣旨や目的、必要性や有用性について関係者に十分な理解を求めながら、全ての学校への導入を迅速かつ着実に進め、地域に開かれた学校運営を実現して、学校と地域が子供たちのために連携・協働する社会を日常としていくことが必要である。そのためには、特に、コミュニティ・スクールの必要性を関係者にわかりやすく示すなどコミュニティ・スクールの権限と責任を有する教育委員会の教育長がリーダーシップをとり、首長がその取組を後押しするよう、行政がしっかりとコミュニティ・スクールの推進役を担うことが重要である。
- 以下、各地域でコミュニティ・スクールの導入の取組を加速させ、導入後の学校運営協議会が効果的に運営されるよう、取組の方向性をとりまとめた。

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進に向けた方向性

(教育委員会の主体的な取組)

- 地教行法において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」とされており、コミュニティ・スクール導入の権限と責任は、各学校を所管する教育委員会に課せられている。
- このため、教育委員会には、所管の学校等と連携して、計画的・段階的にコミュニティ・スクールの導入に向けた取組を進める努力が求められている。
国は、そうした導入に向けて具体的な取組を進める教育委員会の取組を後押しし、応援することが必要である。

(学校運営協議会への段階的な移行)

- 教育委員会によっては、学校と地域の連携・協働の重要性・必要性は理解しているものの、学校運営に関する基本方針の承認、教職員の任用に関する意見といった学校運営協議会の権限への懸念から、いわゆる「類似の仕組み」を導入したり、学校運営協議会への移行を念頭にした過渡的形態として類似の取組を実施したりする事例が見られる。
- このような教育委員会に対しては、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる取組が既にあることを評価し、それを基盤として法律に基づく学校運営協議会に移行できるよう、地域の実情や学校の特性を踏まえ、文部科学省のCSマイスター¹⁶や都道府県教育委員会等の伴走支援による関係者への丁寧な説明を粘り強く行うことが必要である。その際、過渡的形態の段階に応じたプロセスの手引きや効果が見える化した事例集などを活用することも有効である。

(小・中学校以外の学校種における導入の必要性和留意点)

- 保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会は、全ての学校種に欠かせない仕組みであるが、学区区が広域である高等学校や特別支援学校等においては、「地域」をより柔軟にとらえ、立地上の地域(エリア・コミュニティ)だけではなく、それぞれの学校の教育目標や内容に関わる地域(テーマ・コミュニティ)の双方の側面を生かすべきである。また、幼稚園は他の学校種よりも規模の小さい場合が多い一方、小・中学校と地域が重なる場合も多いことから、小・中学校と連携して学校運営協議会を設置するなどの工夫も必要である。

① 高等学校

- 高等学校においては、生徒が多様な大人との関わりの中で社会とつながり、社会の中で学ぶ場を広げていくことが求められており、スクール・ポリシーの策定や新学習指導要領で位置付けられた総合的な探究の時間などの実施において、学校運営協議会での保護者や地域住民等との目標や課題の共有とその達成や解決に向けた協議が重要となる。
- 公立高等学校は、都道府県立が中心であるため、都道府県教育委員会の高校所管課の理解を進めるための説明会等の取組が有効である。

¹⁶ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を文部科学省が「CSマイスター」として委嘱。

② 特別支援学校

- 特別支援学校においては、地域住民の理解、就業先となる企業等との連携・協働やつながりづくり、教育課程における生涯学習への意欲向上に向けた取組の推進、地域での活動の場をつくる観点など、卒業後を含めた障害者の生涯に渡る学習や生活を学校と地域でどのようにシェアしていくのかという課題を協議する場として、コミュニティ・スクールの導入が効果的である。

③ 幼稚園

- 幼稚園においては、教育委員会等における幼児教育推進体制の整備を推進し、地域の小学校や幼児教育施設等とも連携しながら、地域全体で地域と連携・協働した取組の充実が求められているため、コミュニティ・スクールの導入を進めることが必要である。その際、子供の学びの連続性の観点から、幼・小・中を通じた一貫教育に取り組む上で、幼稚園と小・中学校が連携した学校運営協議会を設置することも有効である。
- 他の学校種よりも保護者との関わりが強い幼稚園では、コミュニティ・スクールによって、保護者が積極的に学校（幼稚園）運営に関わることで、保護者としての成長を促す効果も期待される。

(2) コミュニティ・スクールの質的向上に向けた方向性

(学校運営に必要な適切かつ多様な委員の人選)

- 学校運営協議会の委員については、学校と教育目標を共有しながら、学校や子供たちの課題解決や教育活動の充実に向けて建設的な議論ができる適切な人材が求められるが、人選に当たっては、大学生等の若い世代、障害者等幅広い人材から選出することや男女のバランスにも留意が必要である。学校評議員や学校関係者評価委員等から選出する場合には、コミュニティ・スクールの役割や意義、類似の仕組みなどとの違いを認識してもらう必要がある。
また、地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の委員として学校運営に参画することが地教行法に規定されており、学校運営協議会での協議内容等を地域の実践活動につなげるためにも委員として人選されることが必要である。
- 現在の制度では、児童生徒が学校運営協議会の委員として参画することは想定していないが、必要に応じて児童生徒が学校運営協議会にオブザーバーとして参加して熟議を行ったり、校則の見直しなど児童生徒自身や保護者、地域住民等の理解を求めるような事項について生徒会等で熟議を行い、その結果を学校運営協議会で協議したりするなど、今後、児童生徒が学校運営協議会に関わることで、主権者意識の醸成にもつながることが期待される。

(地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化)

- 地域学校協働活動推進員は、保護者や地域住民等と学校との情報共有や、地域学校協働活動を行う保護者や地域住民等に対する助言や援助を行い、学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整の役割を担うほか、学校運営協議会の委員として学校運営にも参画することから、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進する上で重要な役割を担っている。
- 地域学校協働活動推進員は、学校における働き方改革の観点からも、日常的に教職員や地域の関係者と連携・協働して常駐的な活動が行うことが効果的であるため、教育委員会はその配置を促進し、機能を強化することが必要である。
関連して、学校内に地域学校協働活動推進員、教職員と保護者や地域住民等が連

携・協働するための空間（場）¹⁷を設けることで、日常的な情報の共有や新たなネットワークの広がりなどが期待されるとともに、その場を地域学校協働活動推進員等の活動の拠点とするといった工夫も考えられることから、そうした空間（場）の設置・整備やその活用を促進していくことが重要である。

（関係者の理解促進・資質向上）

- 学校運営協議会の機能が十分に発揮されるためには、関係者が制度を正しく理解し、学校運営協議会に当事者意識をもって参画することが重要であり、教職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等、コミュニティ・スクールに関わる関係者の資質向上のための段階的・体系的な研修を行うなど、人材の確保と育成に向けた取組を充実させる必要がある。
- 地域が参画した学校運営において、教職員、特に管理職には情報共有、説明能力、地域とつながる力などが求められる。管理職の発信は後続の教職員のモデルにもなることから、管理職がコミュニティ・スクールについて正しく理解するための研修が重要である。
- 研修等の実施に当たっては、一方的な説明に終始するのではなく相互に意見交換や相談ができる双方向性の形式とすることが効果的である。また、学校運営協議会が協議による合意形成の仕組みであることを踏まえ、研修内で熟議を行うことも効果的である。

（教育委員会による継続的な伴走支援）

- コミュニティ・スクールがその機能を効果的・継続的に発揮し続けるためには、既にコミュニティ・スクールを導入した学校においても、学校運営協議会において十分な協議が行っているか、形式的なものとなっていないか、不断の見直しと改善が必要となる。
- このため教育委員会は、コミュニティ・スクール導入後も学校や地域に任せてしまうのではなく、学校運営協議会の状況等について把握しながら継続的な支援を行うことが必要である。特に、都道府県教育委員会においては、アドバイザーを配置するなど、所管する都道府県立学校のみならず域内の市町村教育委員会や学校への継続的な伴走支援を行うための体制を整備していく必要がある。
- こうした支援を行うため、教育委員会がコミュニティ・スクールを正しく理解し、教職員や地域の関係者に対して指導・助言等できるよう、教育長やコミュニティ・スクールを担当する管理主事や指導主事、社会教育主事等の職員への研修等の充実が必要である。

（社会に開かれた教育課程への関わり）

- 地域の多様な教育資源との連携・協働を前提とした教育課程の編成や実践のためには、学校運営協議会を通じて教育目標や課題等について共有・協議することが効果的であり、コミュニティ・スクールは、社会に開かれた教育課程を実現するために欠かせない仕組みである。

¹⁷ 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 中間報告」（令和3年8月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）においては、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方として、「学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要である。」とされている。

- 社会に開かれた教育課程を実現するためには、学校と地域が共有する教育目標を共に作り上げていくことが必要であり、学校運営協議会によって、地域と共有できる教育目標を協議し、育てたい資質・能力を明確化・可視化して、それを教育課程に反映していくことが重要となる。

(学校評価¹⁸ (学校関係者評価) への関わり)

- 学校運営協議会の持つ権限である学校の基本方針の「承認」を行うという観点からも、学校運営における評価・改善サイクルの充実につなげるため、学校運営協議会で学校関係者評価を行うことも考えられる。
評価に当たっては、学校運営協議会委員が学校の状況や努力を理解できるよう、学校側からの十分な情報提供や学校公開等を通じて丁寧な説明が必要となる。
- 学校運営協議会委員が学校関係者評価を行うことで、学校運営協議会委員と学校の教職員の間で学校の自己評価の結果を共有できることから、結果として、学校改善を後押ししてくれる効果、学校改善につながる効果が生まれる。また、学校運営協議会で学校関係者評価を行うことで、学校の負担軽減にも資することも考えられる。
- 学校評価に加えて、学校運営協議会の自己評価を行い改善していくことが学校運営協議会の質の維持・向上にとって重要である。

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の方向性

(地域学校協働活動推進員をつなぎ役とした両取組の相乗的な連携・協働)

- 学校運営協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」を実現するためには、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるよう地域学校協働活動との連携・協働が重要になる。このため、地域学校協働活動推進員をつなぎ役として教育委員会が学校運営協議会と地域学校協働活動の両取組を相乗的に、そして一体的に推進していくことが効果的である。

(地域との連携・協働による多様な課題への対応)

- 教育委員会が主体となり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の相互の連携・協働を推進することにより、授業や行事等学校の教育活動そのものへの支援はもとより、地域や福祉関係機関等と連携・協働することでいじめや不登校等の課題への対応や家庭教育への支援、児童虐待の問題への対応等、多様な課題への対応が可能となる。
- 例えば、学校運営協議会で協議した内容に基づいて学校と地域が連携・協働することで、授業補助や登下校の見守りなどの取組や、家庭環境等に課題を抱える子供たちにも配慮した放課後等における学習支援・体験の機会の提供、部活動の地域での実施、地域の企業等と連携・協働した職場体験等多様な活動が効果的に行われる。

(地域課題解決のためのプラットフォームとしての活用)

- 学校が教育活動を通じて地域課題の解決に関わることは、子供たちの社会参画を促すことにつながり、その結果子供たちが地域社会の一員としての自覚を持ち、地

¹⁸各学校は法令上、①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること（学校教育法施行規則第66条）、②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること（同規則67条）、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること（同規則68条）が必要となる。

域への愛着やふるさと意識が醸成され、地域との関わりの中で自己有用感も育まれるなど様々な効果を生む。このため地域や学校の実情に応じて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組により、コミュニティ・スクールがよりよい社会をつくるための地域づくりの核として、地域課題を解決するためのプラットフォームとなることも期待される。

- コミュニティ・スクールが地域課題解決のためのプラットフォームとして機能することで、学校を地域の大人の学びの場として活用することや、公費だけでは迅速かつ十分な活動を行うことが難しい場合に、活動に参画する保護者や地域住民等が主体となって個人や企業等から活動に必要な資金を調達して取組を行うなど、コミュニティ・スクールを主体とした先進的な取組が展開されることも可能となる。

このように、コミュニティ・スクールは、地域の実情に応じて、学校を核とした地域づくりにも活かせる可能性を有するものである。

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策

前章で示した方向性を踏まえ、コミュニティ・スクールの更なる推進に向けて、有効と考えられる国の推進方策について、以下のとおりとりまとめた。

(導入主体である教育委員会の計画的な取組への支援)

- 全ての学校へのコミュニティ・スクールの導入に向けて、導入の努力義務が課せられている教育委員会においては、導入時期等に係る具体的な計画を策定し、国はこのような取組を支援することにより、更なる導入の促進を図ることが必要である。
- 文部科学省は、CSマイスターと連携・協働し、都道府県教育委員会の伴走型支援とも連動して、未導入の教育委員会等を直接訪問して説明会等を実施するなど、プッシュ型の周知・支援を行うことが必要である。

(地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援)

- コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、学校と地域の連携・協働を推進する地域学校協働活動推進員が重要な役割を担う。地域学校協働活動推進員が配置され、学校運営協議会委員として学校運営に参画することで、学校運営協議会での協議に基づく地域学校協働活動が効果的に行われる。また、こうした役割を教職員が行う必要がなくなるなど地域学校協働活動推進員の配置は学校における働き方改革にも資する。
- このため国は、地域学校協働活動推進員の配置促進を支援し、学校と地域をつなぐ総合的な調整役として必要な活動が十分に行えるよう、地域学校協働活動推進員の常駐的な活動を支援する必要がある。
関連して、国は、各学校の状況に応じ、地域学校協働活動の拠点となり得る共創空間の整備等を支援するとともに、その積極的な活用を促進する必要がある。
また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度¹⁹の活用等について、更なる検討が期待される。

(都道府県教育委員会の伴走支援体制構築の支援（アドバイザーの配置）)

- コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、都道府県教育委員会においては、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、導入促進のみならず導入後の継続的な伴走支援を行う必要がある。
- このため国は、都道府県教育委員会等が行う伴走支援体制(コミュニティ・スクールについて豊かな知識や実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携・協働を通じてアドバイザーの資質を向上させ、市町村教育委員会や学校に継続的な助言・支援を行う体制)の構築に係る支援を行う必要がある。

(CSマイスターとの連携・協働による支援)

- 文部科学省が委嘱するCSマイスターは、コミュニティ・スクールの導入やその機能の充実を図ろうとしている教育委員会等からの依頼に応じて助言や支援を行っているが、今後、コミュニティ・スクールの導入を加速するためには、導入が進んでい

¹⁹社会教育の専門的職員（社会教育主事）になるための講習や養成課程の修了者に与えられる称号。社会教育主事講習等規程の改正により令和2年度から施行。

ない教育委員会に対しても、コミュニティ・スクールの十分な理解を促し、導入に向けた積極的な働きかけを行う役割を担うことが必要である。

- 都道府県教育委員会等によるアドバイザーの配置、研修の充実等コミュニティ・スクールに係る推進体制の構築が進むよう、CSマイスターは、これまでの実践や経験則等に基づく知見のみならず、最新の国の動向や全国の情報を把握し、文部科学省や他のCSマイスターと連携・協働しながら、教育委員会に対し積極的な働きかけを行う必要がある。
このため国は、CSマイスターの役割の見直しを行うとともに、CSマイスター向けの研修や相互のネットワークづくりのための場を提供することが求められる。

(学校運営協議会関係者の理解促進・研修の充実のための支援)

- 学校運営協議会が、その有用性を発揮するためには、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、教職員等の学校運営協議会関係者が、コミュニティ・スクールについて、正しく理解し、学校運営に主体的に参画するようになることが重要である。
- このため国は、学校運営協議会の持つ機能を有効に活用している効果的な取組事例等を国が主催するフォーラムや説明会等で示すとともに、教育委員会が実施する地域学校協働活動推進員等への研修に対する支援を充実する必要がある。

(地域との連携・協働による教育活動の充実のための支援(教育課程への地域の関わり、現代的課題に対応した活動の充実))

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むことにより、学校と地域が相互の信頼関係の下で十分な協議を行い、協議に基づいて活動を実施する流れができる。授業や学校行事等の教育課程に位置づけられた活動や、いじめや不登校、貧困、孤独・孤立といった子供たちを取り巻く様々な現代的課題についても、地域住民や関係機関等と協議し、放課後の学習支援や学校内外での居場所づくり、子供たちや保護者の抱える課題を早期に発見し必要な機関等へつなぐ体制づくりなど、学校だけでは対処できない課題を解決することが可能となる。
- このため国は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実を図るため、地域学校協働活動推進員の配置促進や地域学校協働活動の支援の充実を図る必要がある。支援の充実を図る際には、地域学校協働活動は参画する保護者や地域住民等の生涯学習・社会教育の場でもあり、当事者意識や参画意識を高め、コミュニティづくりにも資するものであることを踏まえた活動とするため、現行の支援の在り方等について、更なる検討を行うことが必要である。

(学校を核とした地域づくりの推進)

- 学校を核とした地域づくりを進めるためには、教育委員会内はもとより、地域づくりや福祉等の行政の幅広い関係部局と連携・協働する必要がある。また、自治会や地域運営組織²⁰等の地域組織と連携・協働することも重要となる。
- このため国は、調査研究等を活用して、コミュニティ・スクールと連動することにより効果的な取組を実施している先進事例を収集し、横展開を図る必要がある。ま

²⁰ 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域運営組織が形成され、日頃からコミュニケーションが取られている地域では、コミュニティ・スクールの推進に当たり、地域運営組織と連携することで地域とともにある学校づくりの基盤の形成にもつながる。その際、学校と地域が目標を共有しながら、連携協力体制を構築していくことが重要である。

た、地域づくり関連の施策等とも連携して効果的な取組を推進する必要がある。

(学校運営協議会の運営経費の支援)

- 学校運営協議会の運営経費については、毎年度、直近の全国の学校運営協議会の開催回数や委員報酬等の実績に基づき、地方交付税措置が講じられているが、財政的な理由からコミュニティ・スクールの導入に消極的な教育委員会や、導入しても委員の人数や会議の開催回数を制限している教育委員会が見受けられる。
- このため国は、学校運営協議会の運営経費に地方交付税措置が講じられていることについて教育委員会等に対し十分な情報提供を行うことが必要である。

(学校運営協議会の実態把握・評価)

- 学校運営協議会における協議が形式に陥らず、実質的な深い議論がなされ、有用性が発揮されるよう、学校運営協議会の実施状況や運営実態を可視化し、関係者全体で共有することが必要である。
- このため国は、コミュニティ・スクールの運営状況や取組の効果等を可視化するツールの実証研究やこれらを活用した取組事例等を周知し、各地域での学校運営協議会の効果的・継続的な取組を促す必要がある。

(教育長・首長の理解促進)

- コミュニティ・スクール導入の権限と責任を有する教育委員会が、教育長のリーダーシップの下、学校教育部局と社会教育部局が連携・協働して取り組めることが必要である。
このため国は、全国コミュニティ・スクール連絡協議会等の関係団体とも連携・協働して、教育委員会が参画したフォーラムや教育長をはじめ教育委員会担当職員向けの説明会等を行うなど、関係者の理解を深める必要がある。
- また、コミュニティ・スクールは、学校運営の課題解決のみならず、地域課題の解決にも資するものとなり得るが、首長にその存在が知られていない場合が少なくない。
このため国は、首長が主催する総合教育会議の活用を働きかけるなど、首長をはじめ首長部局職員への理解促進を図っていくことも求められる。

(フォーラム・広報の実施)

- コミュニティ・スクールは、教職員、保護者、地域住民や自治会・PTA等の様々な関係者・団体が理解した上で、相互の信頼関係をもって推進することが重要である。
- このため国は、多くの人々が相互に交流し、意見交換ができるフォーラムの開催等により、関係者の理解を深めるとともに、学校運営協議会の権限や機能を効果的に使うことで成果をあげるなど優れたコミュニティ・スクールの実践の取組に対して文部科学大臣表彰を実施し、その表彰事例を広く周知・広報するなど、コミュニティ・スクールの一般の認知度を向上させる取組を行うことも必要である。

(国におけるフォローアップの実施、推進体制の強化)

- 文部科学省は、教育委員会策定のコミュニティ・スクール導入計画等に基づく学校運営協議会の設置状況や設置の見込みの把握、また設置後の運営状況の把握等、CSマイスターからの逐次の報告も活用して、全国のコミュニティ・スクールの導入状況

や運営状況を把握し、適宜、フォローアップを行うことが必要である。

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動は、学校と地域が一体となって未来を担う子供たちの成長を支えるための体制・取組であるので、文部科学省は「こども家庭庁」等子供の育ちに関わる省庁等とも十分に連携して、これらの取組の更なる充実を図っていく必要がある。
- 文部科学省では、地域学校協働活動推進室においてコミュニティ・スクールを担当しているが、この室名からは、社会教育における活動を推進することのみを業務としていると捉えられるおそれがある。このため文部科学省は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両取組を推進することが明らかになる室名に名称を変更するとともに、室の体制を強化することが必要である。

おわりに

コミュニティ・スクールの今後の在り方に向けて、「学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現」と題した最終まとめを、ここにまとめることができた。まずは、検討会議の委員の皆様、また、文部科学省事務局の皆様、さらには各回の会議をオンライン等を通じて議論の行方に関心を持って見守っていただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げたい。

本最終まとめは、平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務とされた際に、5年後の再検討を求められたものに応じたものでもある。結論的には、その後、導入数が飛躍的に増加していること、一方で、関係者の間で十分な理解をさらに深め、導入とその後の運営においても、教育委員会の主体的で計画的な取組が求められること、などの理由から、特に教育委員会には導入計画の策定を求めつつ、コミュニティ・スクールの質の向上や地域学校協働活動との一体的推進などのための方策について評価と提言をまとめたものとなっている。

Society5.0の時代を迎え、教育の在り方も大きな変革期を迎えつつある。変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代とも称され、英語での頭文字をとってVUCAの時代とも言われる現在、自身で望む未来を人々が共に創り上げていくことが求められている。このような解のない社会を生きる力を子供たちに育むことが、これからの学校には強く求められている。コミュニティ・スクールは、このような社会の要請に応える、大変重要な取組のひとつである。本最終まとめの表題にもあるように、そこで重要な観点、地域が一体となり、対話と信頼に基づいた学校運営が行われていくことである。

コミュニティ・スクールの持つ理念が、単なる理念にとどまらず、実効性のある取組にするために、求められる方針や方向性に基づいた具体的な手段を念頭に置いたとりまとめとして、本最終まとめが役割を果たすことができれば、委員一同、望外の喜びである。

令和4年3月14日

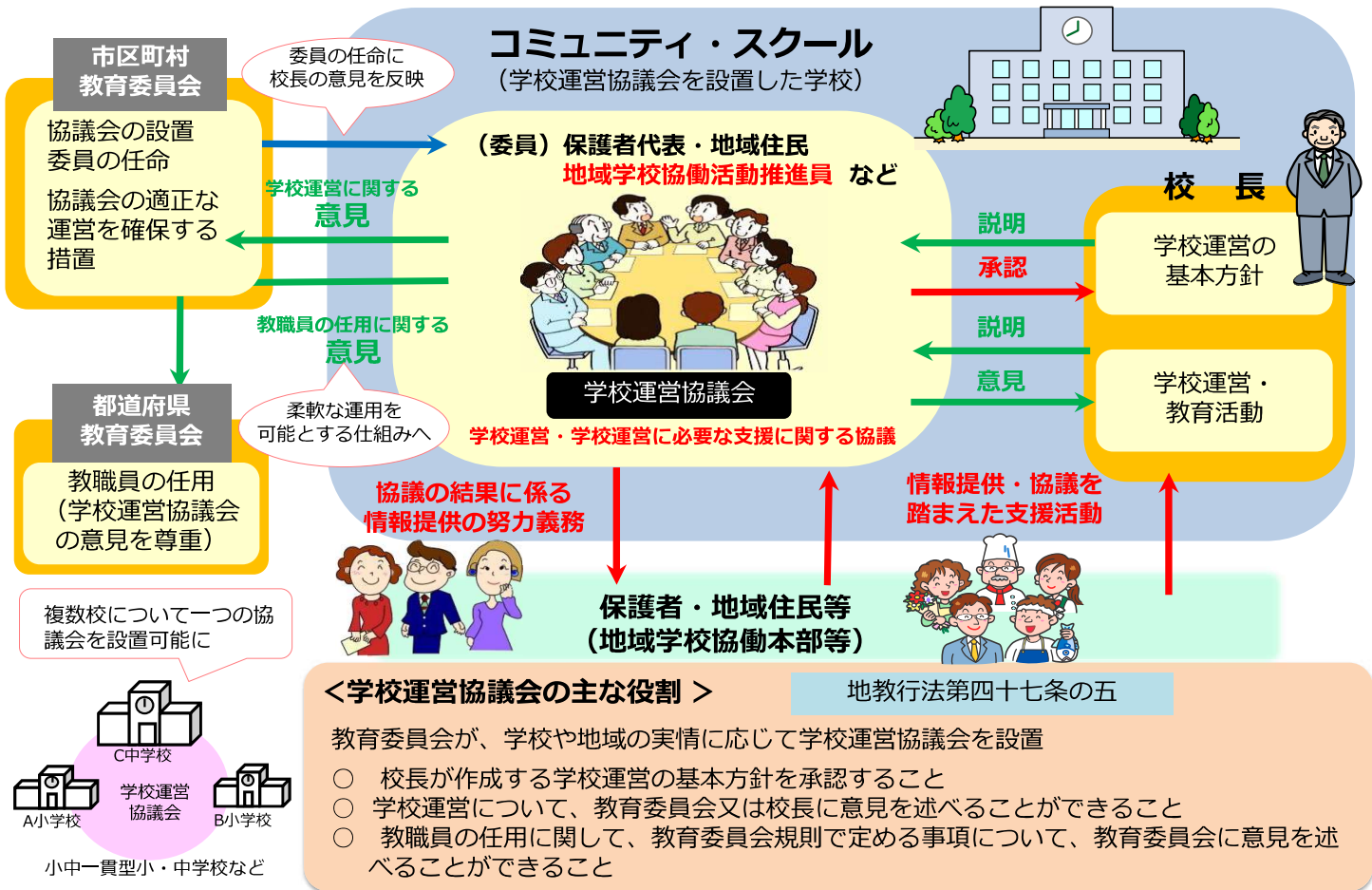
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

座長 松田 恵示

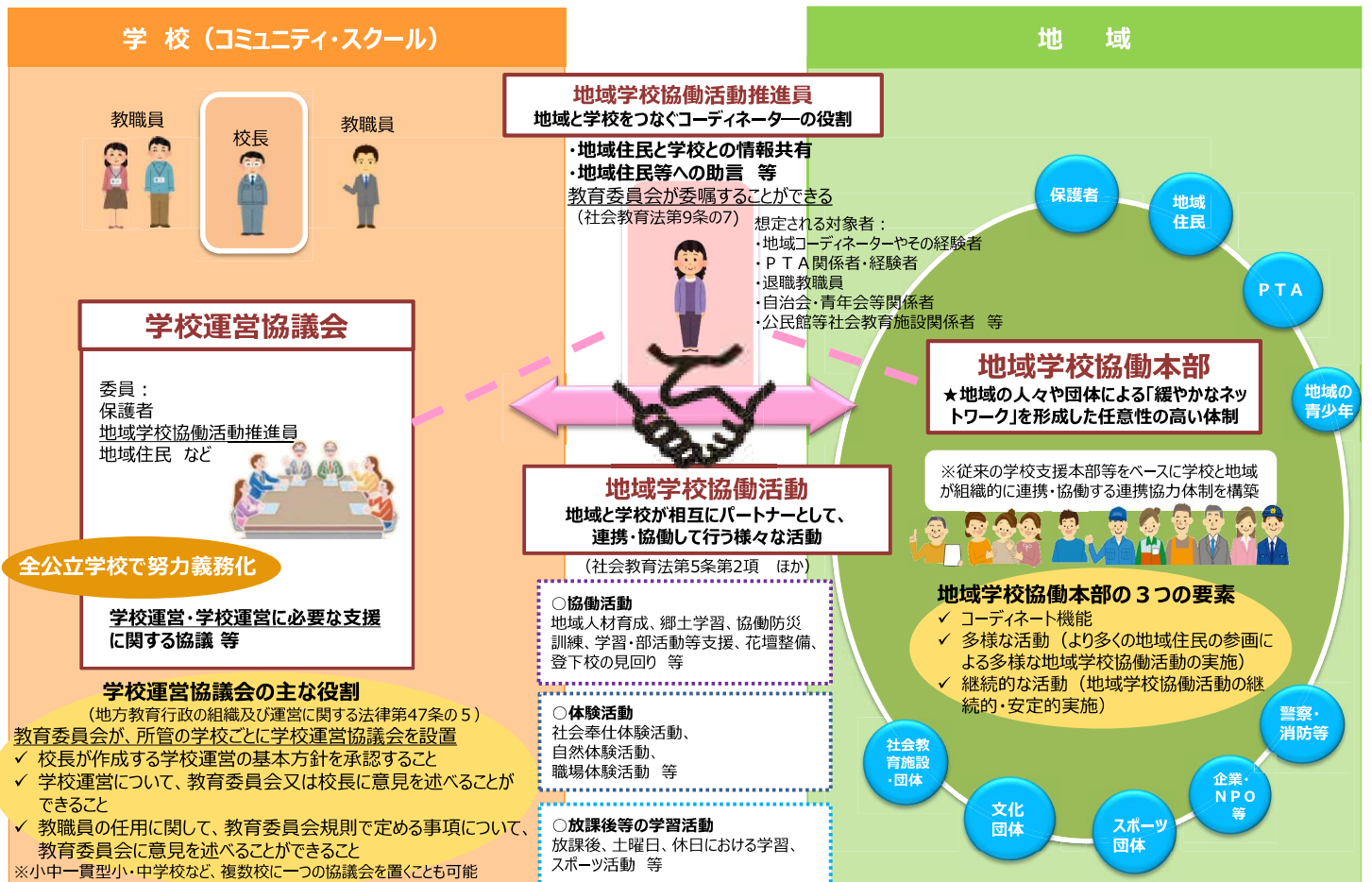
副座長 貝ノ瀬 滋

參考資料

コミュニティ・スクールの仕組み（制度概要）



学校と地域の連携・協働体制（コミュニティ・スクールと地域学校校協働活動）



平成29年の地教行法改正の主な内容（第47条の5関係）

(H29.4.1改正)

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 協議会の設置の努力義務を課す こととした（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、 <u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっていた。</u> ・委員は、 <u>地域住民や保護者一般のみが規定されていた。</u>	・協議会において、 学校運営への必要な支援 に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するように努める こととした（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える こととした（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、 <u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要。</u>	・委員の任命に当たり、 校長が意見申出 を行えることとし（第3項関係）、 校長がリーダーシップを発揮 できる仕組みとした。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 <u>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった。</u>	・どのような事項について 教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める こととした（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされていたが、 <u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。</u>	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 二以上の学校について一の協議会を置くことができる こととした（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

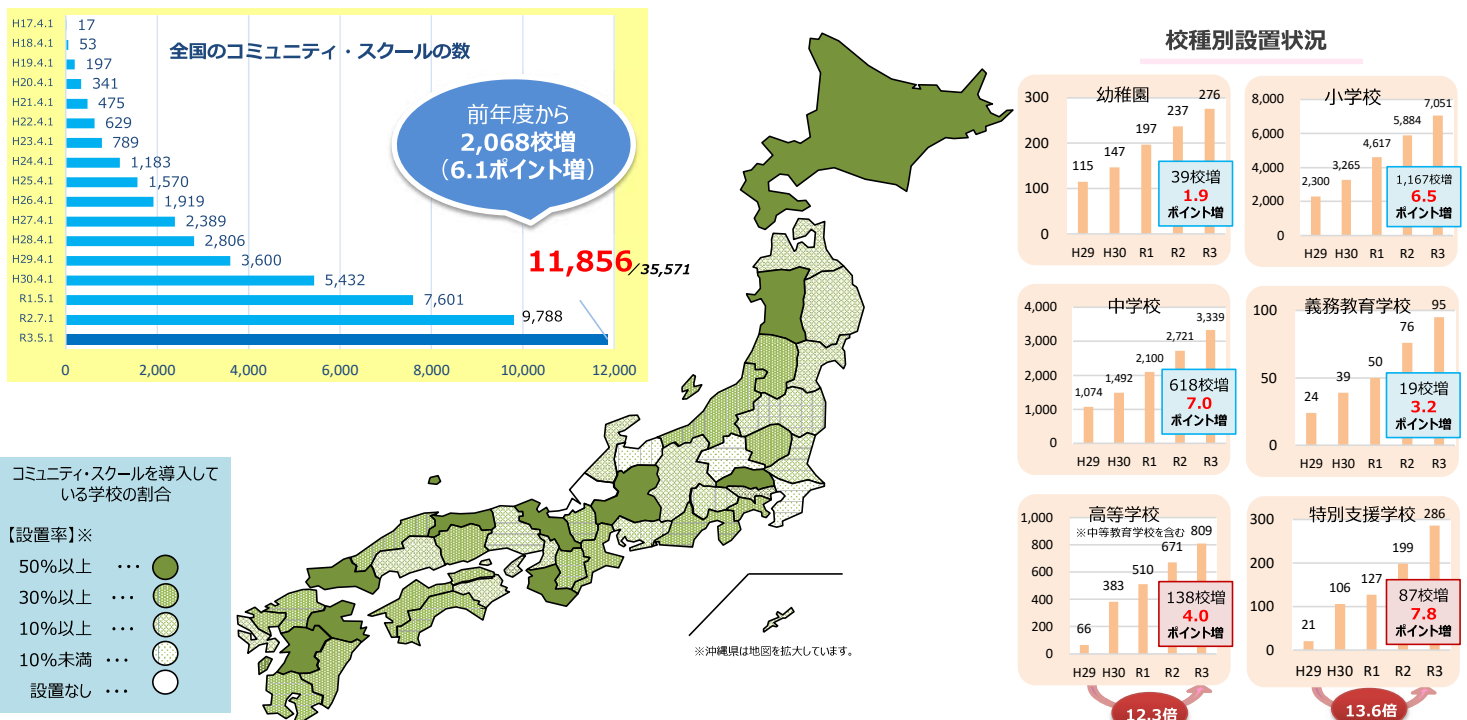
3

全国の導入状況（コミュニティ・スクール） — 学校数 —

学校運営協議会を設置している学校数： 46都道府県内 **11,856**校（令和3年5月1日現在）

（幼稚園276、小学校7,051、中学校3,339、義務教育学校95、高等学校805、中等教育学校4、特別支援学校286）

全国の学校のうち、**33.3%**がコミュニティ・スクールを導入



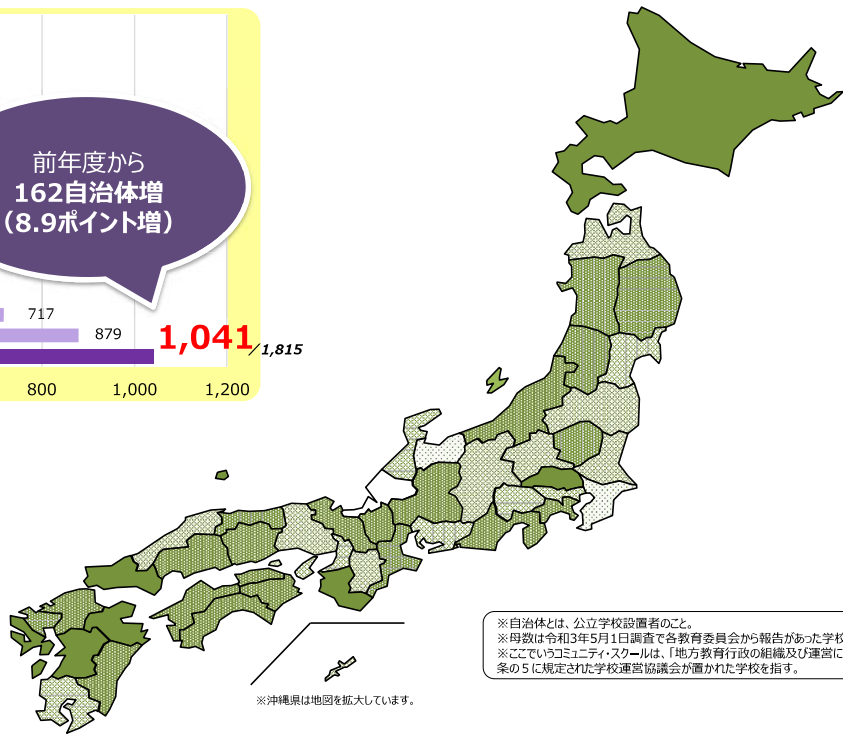
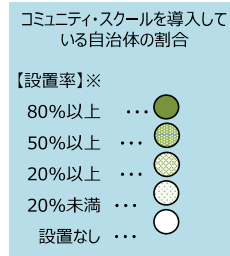
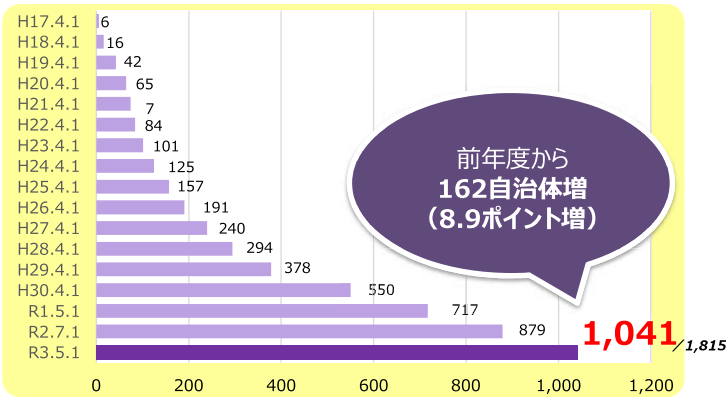
※母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
 ※ここではコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

4

全国の導入状況（コミュニティ・スクール） —自治体数—

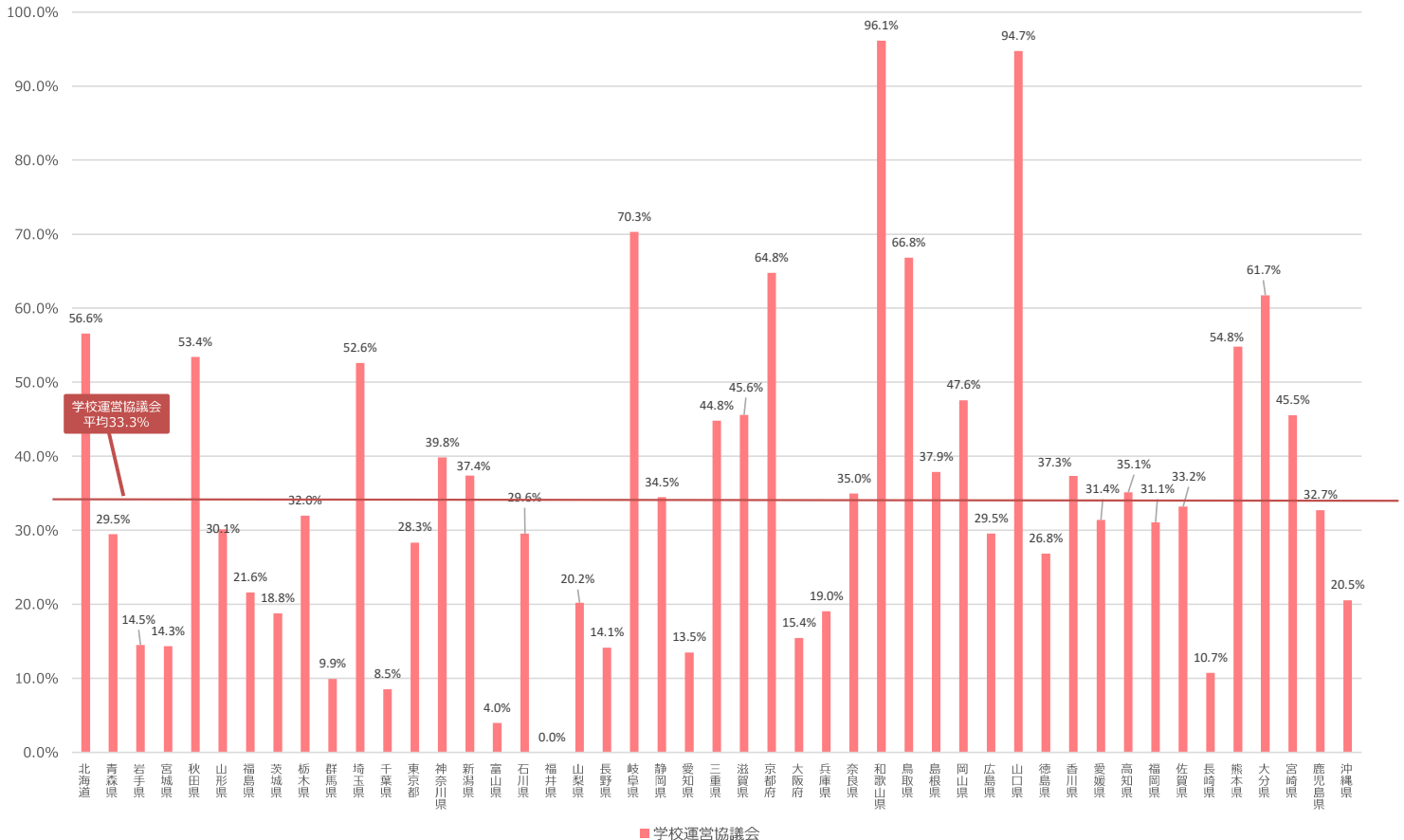
コミュニティ・スクールを導入している自治体数： 46都道府県内 **1,041**自治体（令和3年5月1日現在）
 （32道府県、998市区町村、11学校組合）

全国の自治体※のうち、**57.4%**がコミュニティ・スクールを導入



全国の導入状況（コミュニティ・スクール） —導入率（都道府県別・全学校種）—

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数： 11,856校（幼稚園：276、小学校：7,051、中学校：3,339、義務教育学校：95、高等学校：805、中等教育学校：4、特別支援学校：286）



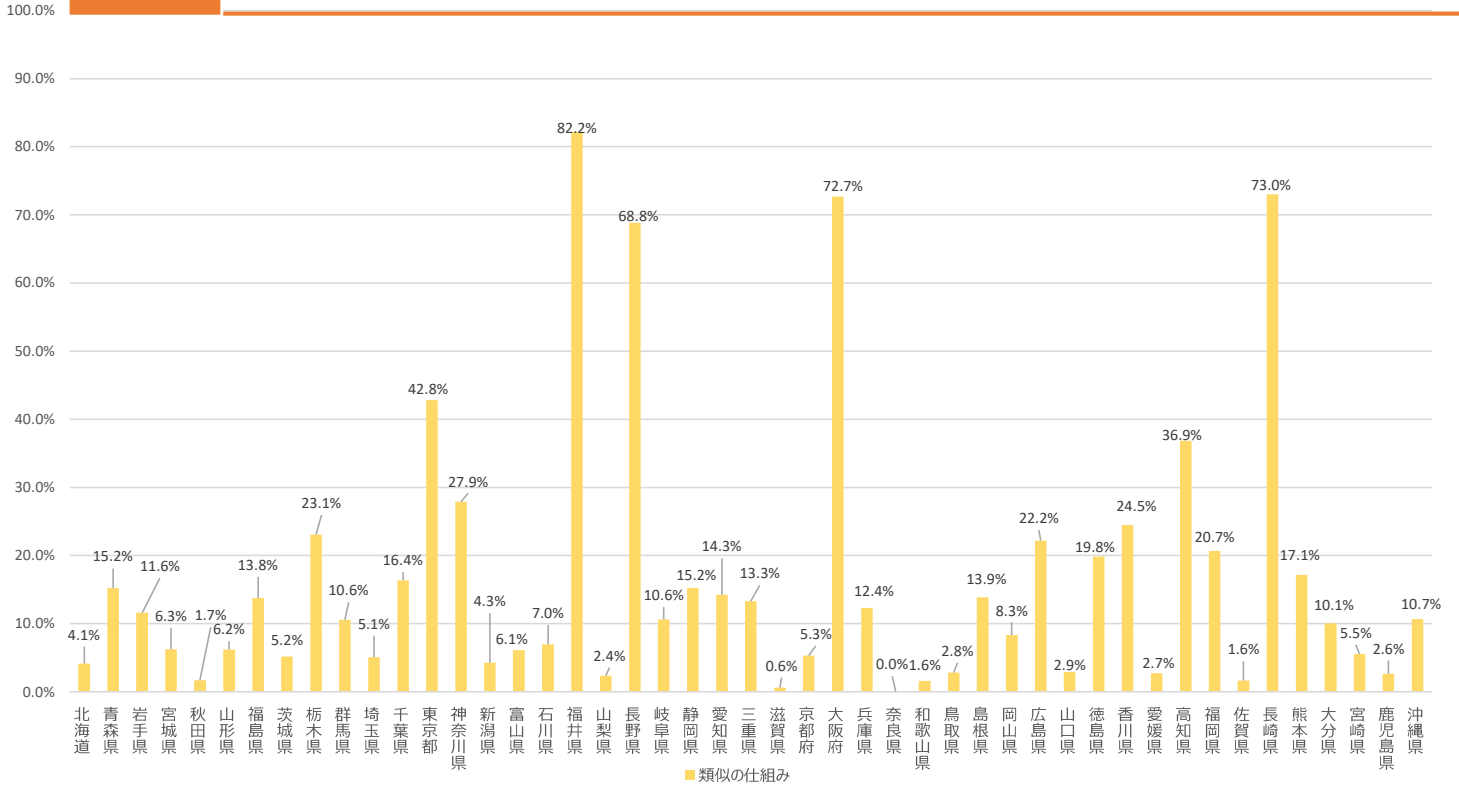
※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクールではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

全国の導入状況（類似の仕組み） — 導入率（都道府県別・全学校種） —

いわゆる『類似の仕組み』を設置している公立学校数：6,859校（幼稚園：431、小学校：3,919、中学校：1,869、義務教育学校：16、高等学校：486、中等教育学校：7、特別支援学校：131）

いわゆる『類似の仕組み』の定義（調査におけるもの）

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

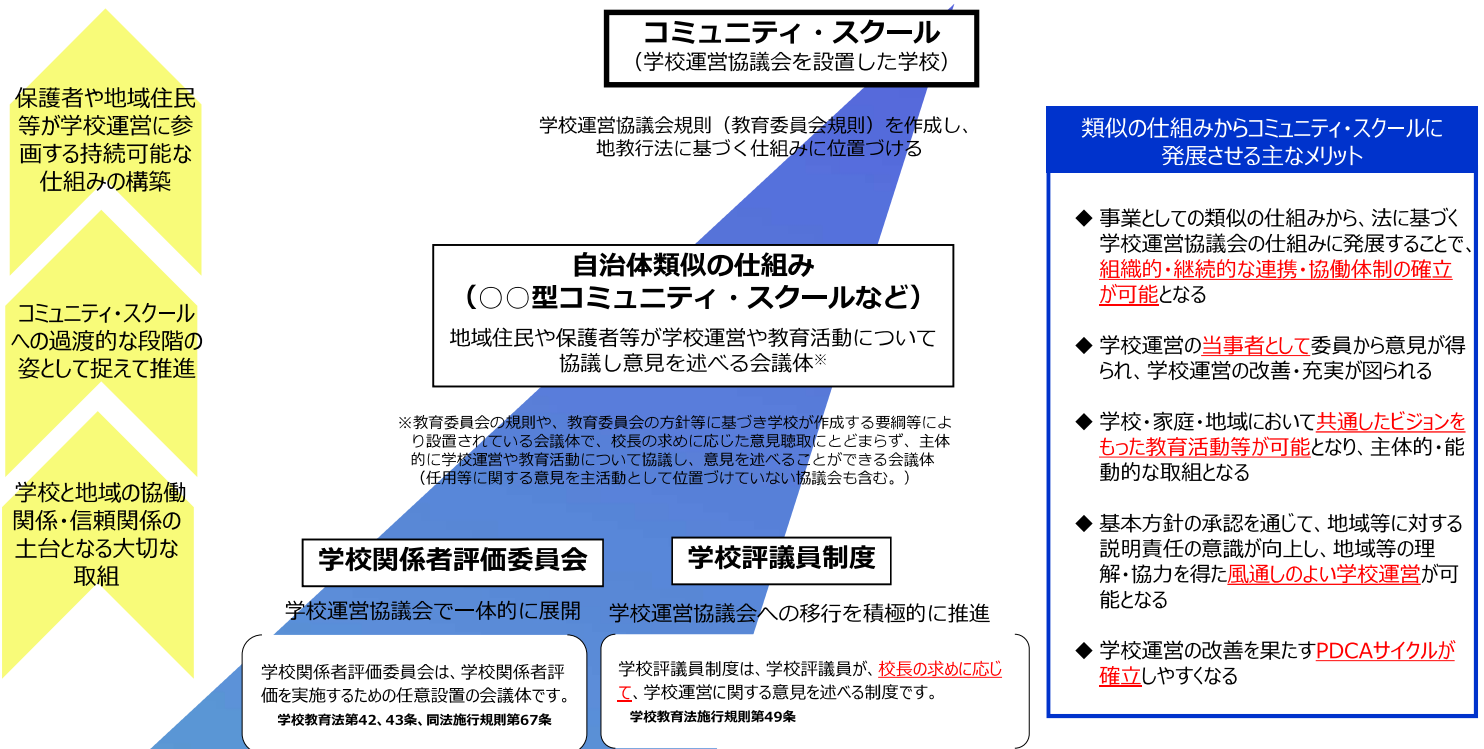


※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

基本的な考え方

『学校評議員』や『学校関係者評価委員会』、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。



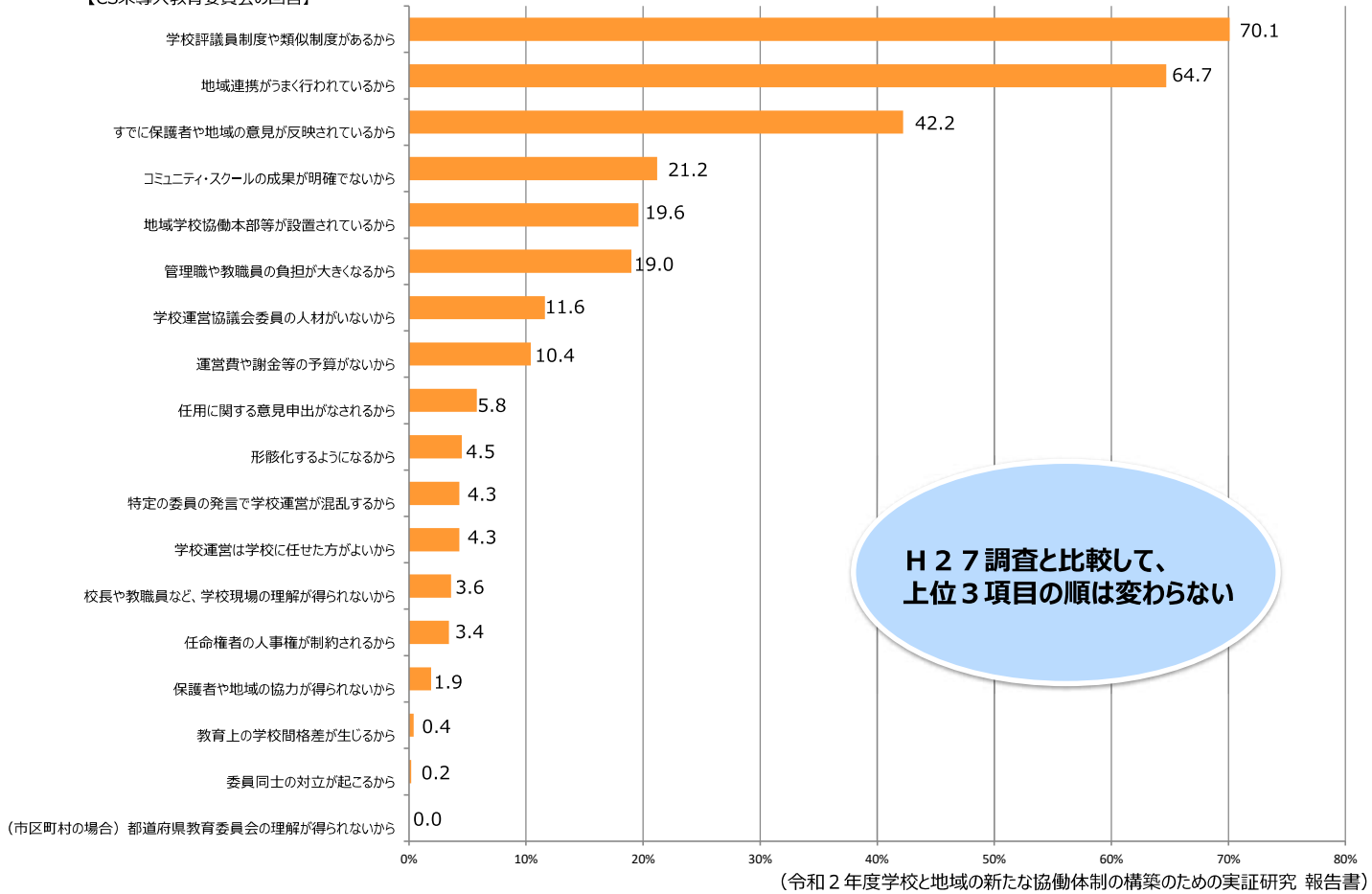
- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する**実践を効果的に生かしていく視点**が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が**自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解**し、その道を選ぶことが大切。

※ 文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方（『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版））をもとに作成

コミュニティ・スクールを導入していない理由（CS※未導入教育委員会への調査）

（※CS＝コミュニティ・スクール。以降同じ）

【CS未導入教育委員会の回答】

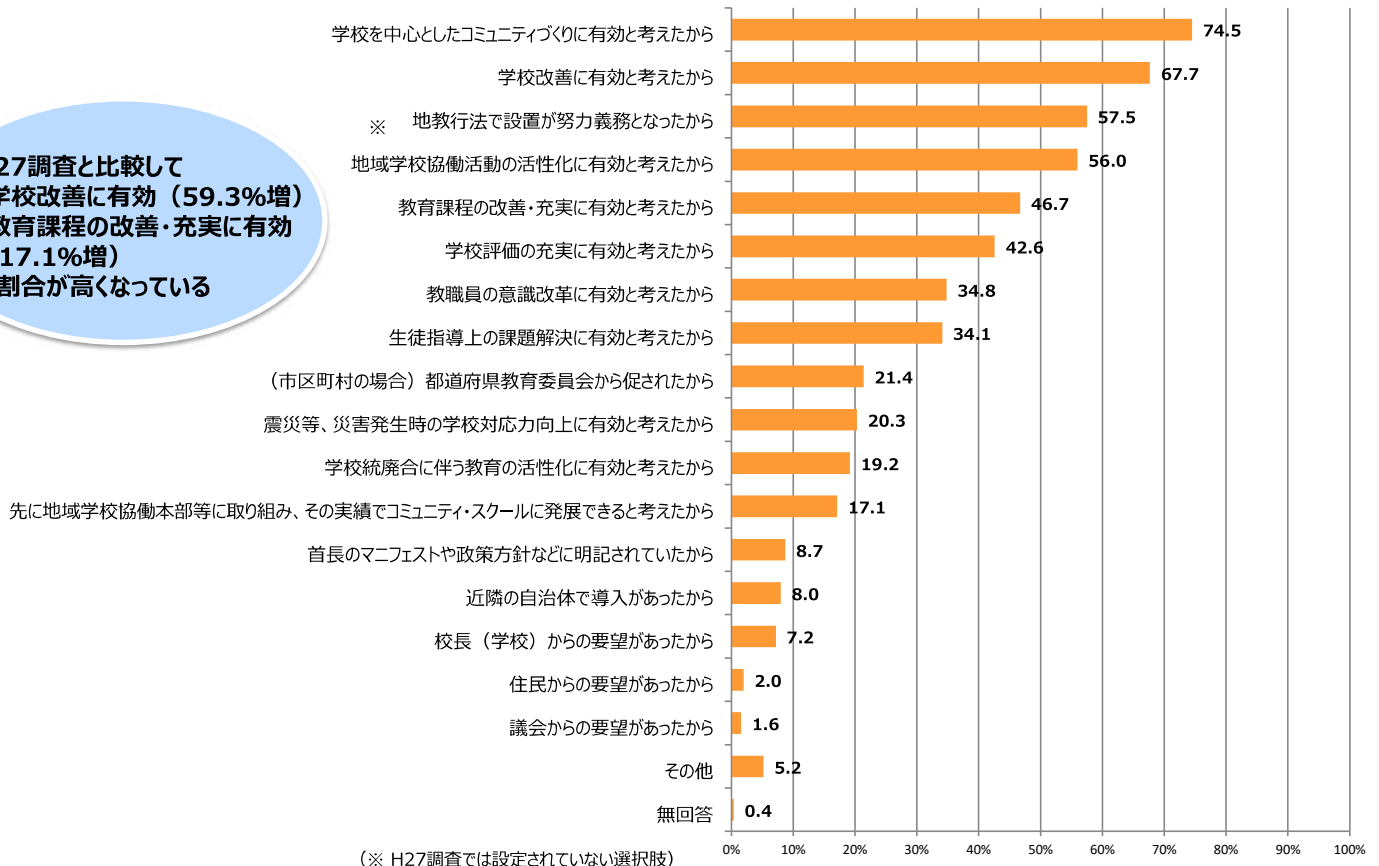


H27調査と比較して、
上位3項目の順は変わらない

コミュニティ・スクールを導入した理由（CS導入教育委員会への調査）

【CS導入教育委員会の回答】

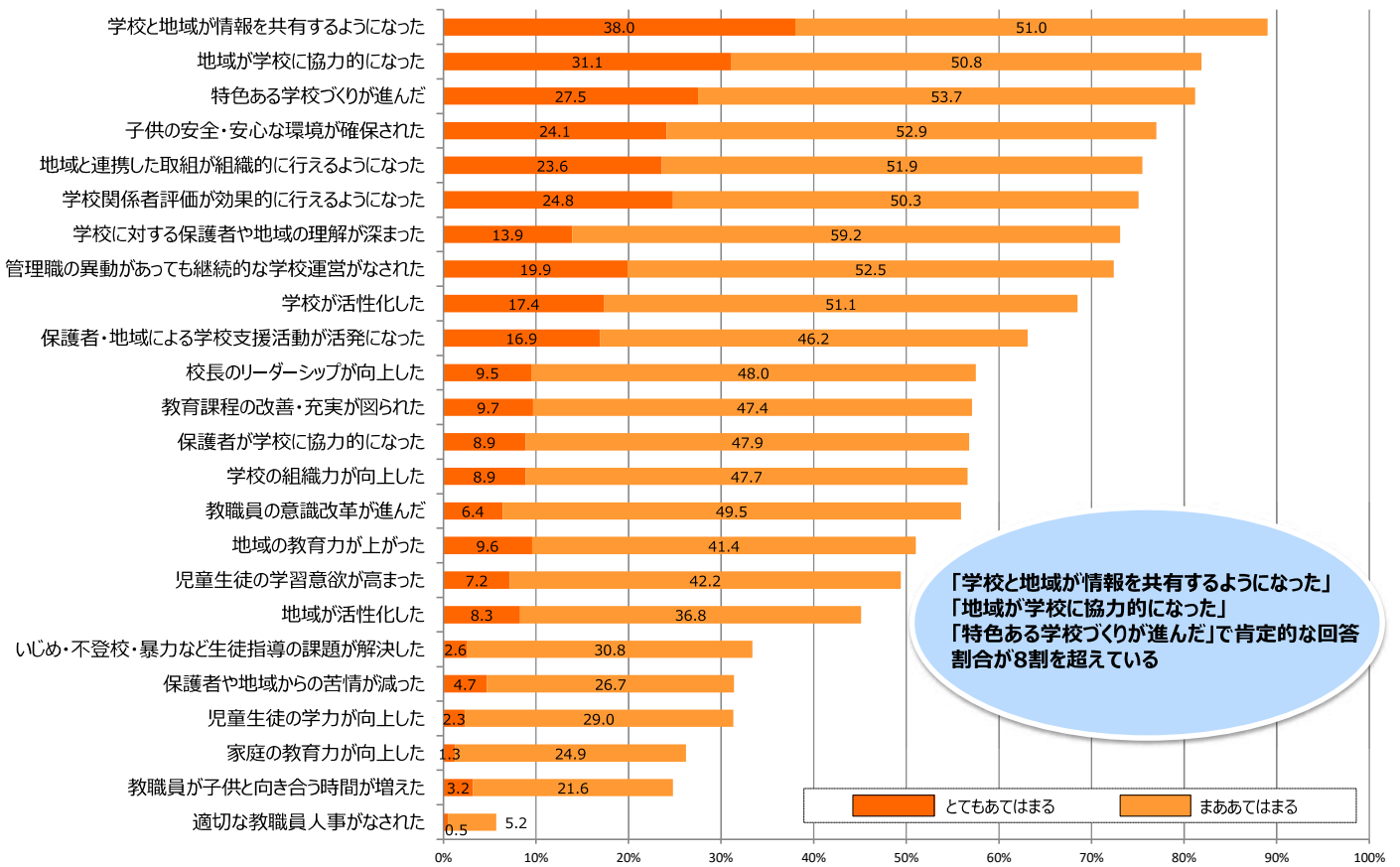
H27調査と比較して
・学校改善に有効（59.3%増）
・教育課程の改善・充実に有効
（17.1%増）
の割合が高くなっている



（令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書）

コミュニティ・スクールによる成果認識（CS導入校への調査）

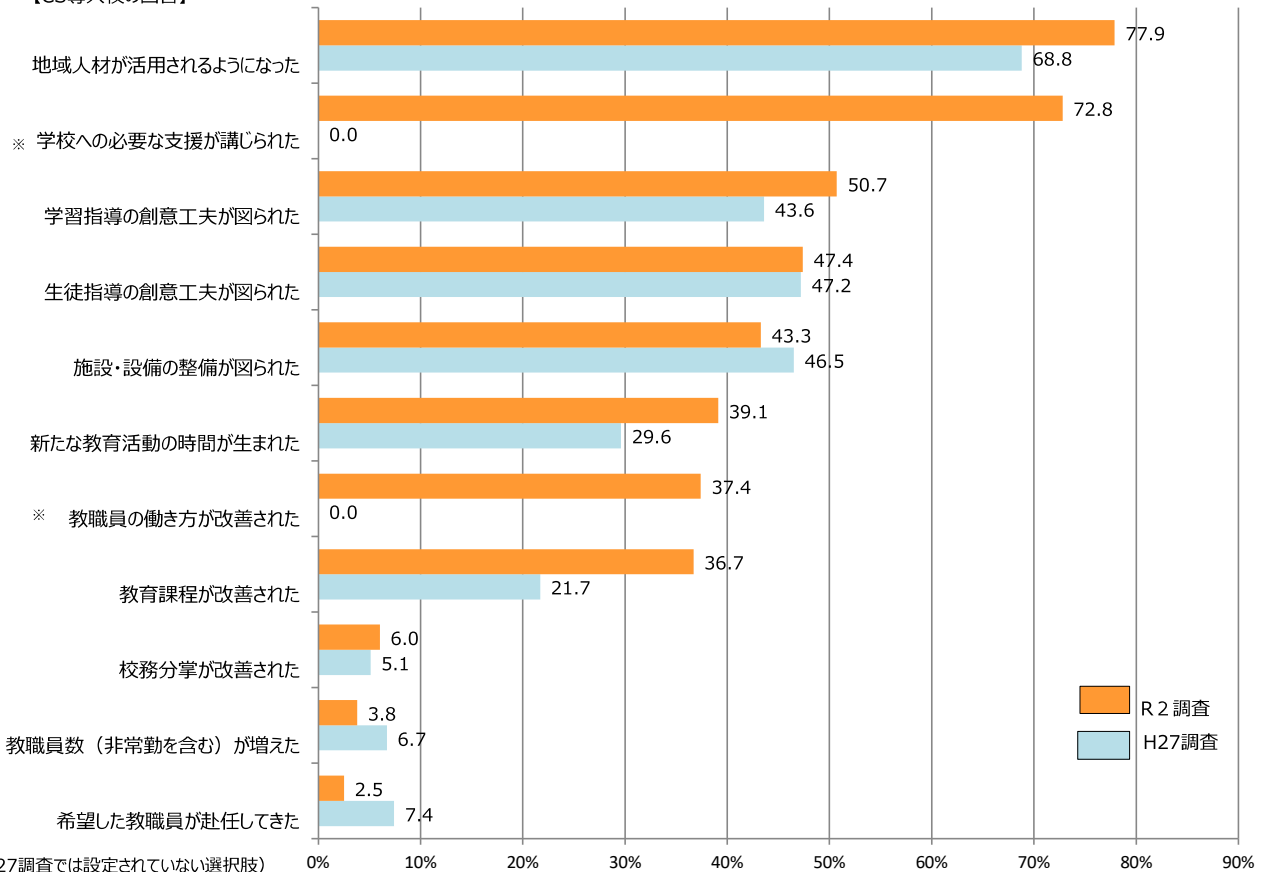
【CS導入校の回答】



(令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書) 11

学校運営協議会の意見によって実現された具体的事項（CS導入校への調査）

【CS導入校の回答】



(※H27調査では設定されていない選択肢)

(注) 値はそれぞれ選択肢「4何度も実現した」と「3少し実現した」の合計。

(令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書) 12

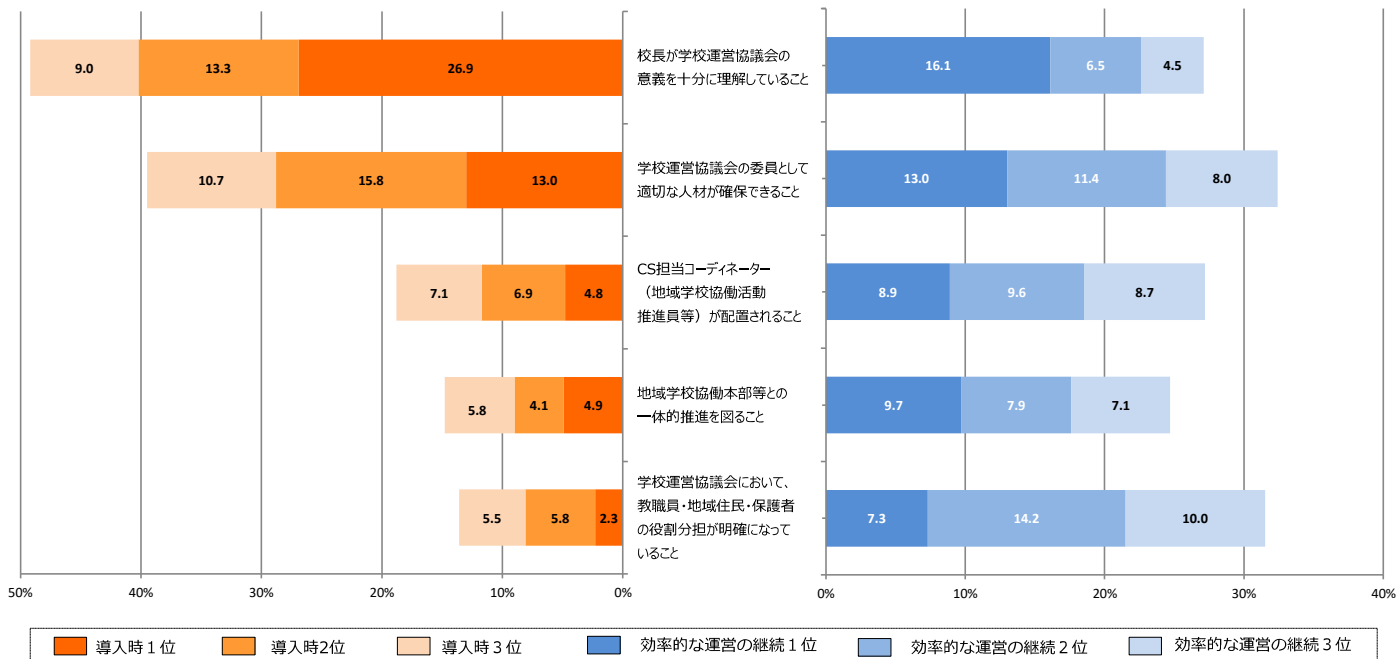
コミュニティ・スクールの導入時、運営上の重要事項（CS導入教育委員会への調査）

◆ 教育委員会が学校運営協議会の導入・効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、学校運営協議会に関わる校長の理解や適切な人材を委員とすることのほか、地域学校協働活動推進員のようなコーディネーターの配置や、地域学校協働本部の一体的な推進とする割合が高い。

学校運営協議会の導入時における重要事項

学校運営協議会の効果的な運営の継続における重要事項

【CS導入教育委員会の回答】



（令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書）

学校運営協議会委員の人数・構成（CS導入校への調査）

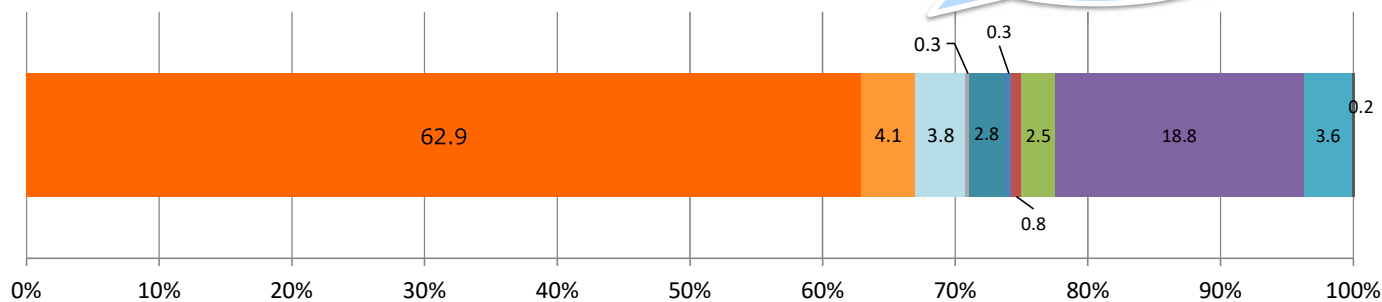
◆ 委員人数 【CS導入校の回答】

平均13.64人（H27調査 平均13.36人）

H27からほぼ変化なし

◆ 学校運営協議会の会長の選出枠組 【CS導入校の回答】

H27調査と比較すると地域代表が増加している（9.9%増）



（令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書）

【事例】CSによる学校・家庭・地域の役割の明確化と連携・協働（東京都三鷹市）

三鷹中央学園では、学校の教育目標や育てたい子供像に基づき、学校・家庭・地域がどのように取り組むか、それぞれの役割を明確化した「パワーアップアクションプラン」を作成し、関係者の当事者意識を高めるとともに、相互に連携して教育活動を実施している

背景・取組概要

三鷹市三鷹中央学園（市立第四中学校、第三小学校、第七小学校）では、学校運営協議会において、**学校の教育目標や育てたい子供像の実現に向けて、学校・家庭・地域と子供たち自身の取組を見える化**した「パワーアップアクションプラン」を作成し、関係者に広く共有。アクションプラン全体の共有により、学校・家庭・地域の**関係者それぞれが役割を自覚し当事者意識を高めるとともに、互いの取組を意識した積極的な連携**にもつながっている

工夫・ポイント

- ◆ アクションプランは、学校運営協議会委員だけでなく、**熟議を通じて小・中学校教員等、多くの当事者の声を活かして検討・作成**
- ◆ 幅広い関係者全体に周知し、**目指す方向性やお互いの取組が共有**され、連携することで**より効果的な教育活動**につながっている

特徴的な活動

- ◆ 学校・家庭・地域・子供**それぞれの役割・取組を見える化したアクションプランを作成**し、関係者**全体で共有**
- ◆ 学校運営協議会が広報を行い、**保護者や地域の関係者に幅広く周知**し、アクションプランに基づく**相互に連携した取組を実施**

関係者の声

- （学校）「学校の役割が明確になり、それを**踏まえて家庭や地域に働きかけられるようになった**」
- （地域）「熟議を通じて、**地域の行事を見直すきっかけにもなった**」

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン（一部を抜粋、簡略化）

目指す学園生像	学校での取組	子どもの取組	家庭での取組	地域での取組
すすんで学ぶ (確かな学力)	魅力ある授業づくり など	読書習慣 家庭学習 など	子供の学習内容への関心 など	放課後や休業中の学びの場 など
感謝と思いやり (人間性)	異学年交流 あいさつ指導 など	家庭で報告 友達に声掛け など	家庭での対話 感謝の声掛け など	体験・交流の機会充実 子供を褒める場をつくる など
たくましい心と体 (心身の健康)	集団生活指導 運動・部活動 食育の推進 など	時間を守る 規則的な生活習慣 など	規則的な生活の習慣づけ ゲームやスマホの利用ルール など	運動する機会の充実 など
地域・社会貢献 (地域への愛着)	防災訓練 地域と関わる学習 など	ボランティア 地域行事や防災訓練への参加 など	学校・地域行事への参加 地域の防災訓練 など	登下校の見守り など安全安心な環境づくり など

15

【事例】CSによる学校運営の基本方針の作成と改善（福島県本宮市）

本宮市立本宮まゆみ小学校では、学校の教育目標に基づく基本方針（ビジョン）について、学校運営協議会での協議等を通じて、実現のための方策や具体的な取組、実践方法等を含め検討・作成し、保護者や地域の思いを反映した学校運営を進めている

背景・取組概要

本宮市立本宮まゆみ小学校では、学校運営協議会において、年間を通じて**保護者や地域住民との協議（熟議）**を行いながら、**次年度の学校の基本方針（ビジョン）を作成**しており、基本方針を作成する過程で**学校評価（学校関係者評価）を踏まえた修正**等を加えるなど、年間を通じての取組が、**次年度の教育活動の改善につながる学校運営**を進めている

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営の基本方針を保護者や地域と一緒に**作成する過程として学校運営協議会を活用**
- ◆ 幅広い関係者が熟議を通じて基本方針作成に関わることで、**学校の考えや抱えている課題等が共有**され、地域からの学校の見え方が変わり、**関係者全員の当事者意識が向上**
- ◆ **学校関係者評価を踏まえた検討**を加えることで、**実績・評価に基づく改善**につなげる

特徴的な活動

- ◆ 学校の**基本方針を、承認するだけでなく、年間を通じた熟議等により地域とともに作成**
- ◆ 協議により、具体的な取組や**教育課程での実施、地域における実施などの役割分担も整理**
- ◆ 参観日の申込や児童の出欠確認に**ICTを活用**するなど、**働き方改革に資する取組も促進**

関係者の声

- （学校）「協議を学校運営に活かすためには、**校長の意識とマネジメント能力が非常に重要**」
「方針に基づき、**地域の思いや意見を踏まえた教育課程の編成**にもつながっている」
- （地域）「協議を通じて、**学校の困り感がよく理解**でき、それを踏まえた**協力ができて**いる」
- （保護者）「**家庭等においても、学校の基本方針を意識した子供との関わり**ができています」

学校運営協議会における協議の流れ

開催	項目	協議内容（運営方針関連）※
4月	協議	当該年度の方針・取組等について あらためて共有（→実践）
6月	熟議①	重点目標を実現する方策の検討 →目標や課題の対応方策を協議
8月	熟議② +協議	具体的な取組の検討 →方策を具体的な取組に落とし込む
10月	熟議③ +協議	取組をどうやって実践するか検討 （教育課程に組み込む、地域活動として実施、など）
12月	ビジョン まとめ	3回の熟議を踏まえ、次年度の方針を整理
2月	学校 評価	学校関係者評価を踏まえ、改善点等 を検討し方針を修正
3月	方針の 承認	関係者全員でつくった次年度の方針を 学校運営協議会として承認

※ 各回、必要に応じて上記以外の議題についても協議

16

【事例】CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現（山口県萩市）

コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。

学校・地域連携カリキュラムで児童生徒に身に付けさせたい資質能力を学校運営協議会、保護者懇談会、学校だよりや“コミスク通信”等で共有する。



地域のSWOT分析の様子 生徒がカリキュラム編成に参加

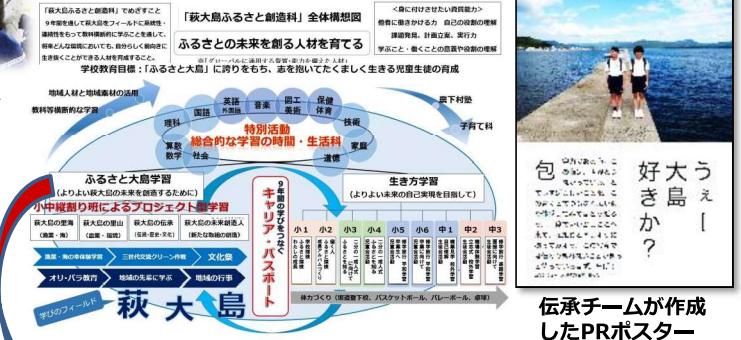
【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】
 ○委員数：14名 ○年間開催回数：5回（教職員も含む）（+ 参観日等案内）
 ○構成員：
 町内会長1、婦人会長1、主任児童委員1、社会福祉協議会長1、公民館長1、教職員5、保育園長1、小中PTA会長2、萩市役所大島出張所長1（令和元年度実績）

学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。

平成30年度に作成を始めた「学校・地域連携カリキュラム」。日頃の授業や行事において、地域との連携を図ってきた学習内容や地域の方々と共に学ぶことが、児童生徒にとってより大きな教育効果に繋がる学習内容を、児童生徒、教職員、保護者や地域の方々で一覧表に整理して、実践を重ねています。

- 例1) 道徳の授業に地域住民が参加し、児童生徒と共に考え、議論する学習
- 例2) 中学校の技術・家庭科（技術科）の物づくりの授業で、地域の建築士が講師として指導

9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。



ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト～

【身につける力】主体性・関わる力・粘り強さ



考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール（児童生徒の姿）を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動（志）を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

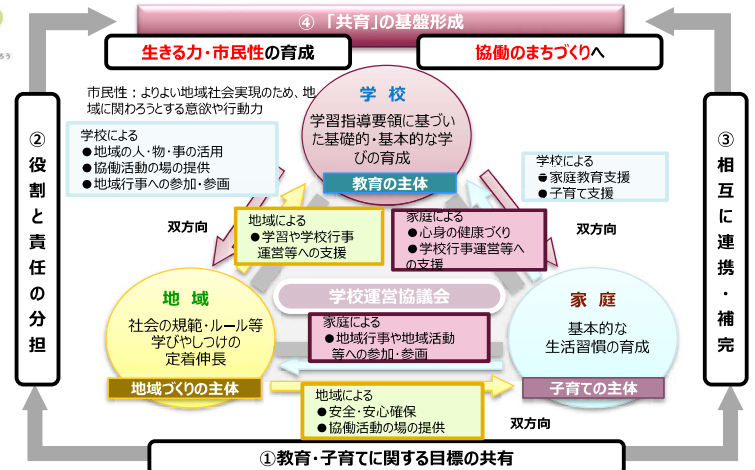
【事例】CSによる生徒指導上の課題解決の取組（福岡県春日市）

春日市の取組概要・経緯

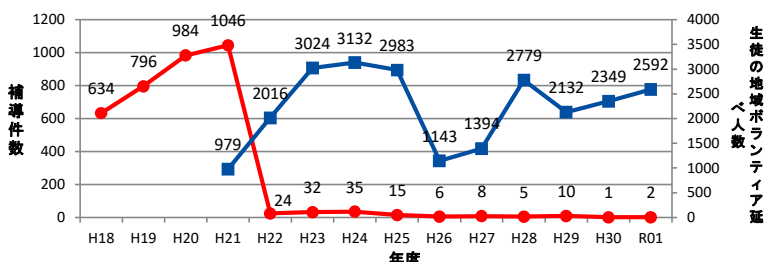
- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入（18校中3校）、以降**学校の自主性を尊重**し、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ **学校・家庭・地域の三者の双方向の関係構築による「共有」**を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため**自治体改革を実施**し、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の**学校への権限委譲**や**学校の業務負担軽減**（研究指定の休止等）にも着手。

春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦勞する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、**学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論を重ねた。**
- ◆ 地域の側も、**率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ**、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として**補導件数は激減**。
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、**子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与**したことも影響。



生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



コミュニティ・スクールの成果

- ◆ **学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ**
 - ・ 学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
 - ・ 夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
 - ・ 教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立

- ◆ **子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった**
 - ・ 補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
 - ・ 生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
 - ・ 安全、安心なまちづくり

卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」
 （地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動）
 【H29地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より】

生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」（地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽）
 「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのことに気づく力がついた」（相手を思いやる心、気づく力の伸長）

地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」
 （地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまなざし）

【事例】CSによる学校における働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

① 業務内容の棚卸し

▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討 → できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート → 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

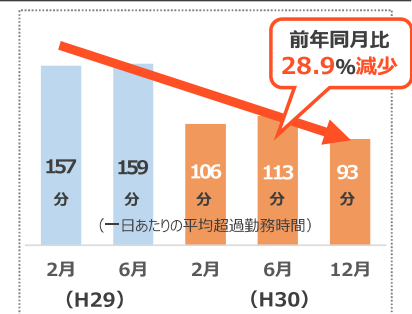
働き方改革への効果

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



【事例】CSによる放課後等における学習支援等の活動（愛媛県新居浜市）

愛媛県新居浜市では、多様な体験・交流活動である「放課後子ども教室」に加え、退職教員や地域住民等の協力により、**学習習慣が身に付いていない子供や学習塾に通っていない子供たち等に、学習のつまぎの振り返りや自主学習の支援等を行う「放課後まなび塾」を実施**

取組概要（泉川小・中学校の例）

平成30年度までに**全ての小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し**、地域学校協働活動の一つとして、地域住民等の協力による**放課後の学習支援等の取組を実施**

コミュニティ・スクール

地域学校協働活動推進員（コーディネーター）

地域学校協働活動

授業支援

放課後子ども教室

学校環境整備

放課後まなび塾

放課後や週末、夏休み等に、地域住民やPTA関係者等の協力を得て、囲碁や将棋などの教室や、公民館を活用した**ものづくり体験**など、様々な体験・交流の機会を提供

▶ **多様な体験や地域との交流による幅広い学びの機会**



将棋教室

放課後の時間に、退職教員や地域住民等の協力により、子供たちの学習支援を実施。家庭での学習が困難な子供や学習習慣が身に付いていない子供たちの学習の振り返りや自主学習の支援等を実施

▶ **学習習慣が身に付いていない子供等への学習支援**



週2～3日の学習支援

※地域の学びの拠点である公民館がコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に参画していることで、学校種を超えた活動が展開

夏休み等に公民館で実施している中学生の学習支援活動に、同じ校区の小学生も参加。活動中に自然に、**教えられる側の中学生が、同じ会場で学習していた小学生の学習をサポート**したり、**卒業した中学生が高校生や大学生として中学生の学習を支援**するなど、支援の循環を構築

▶ **子供たち自身が、支えられる側から支える側へ（学びと支援の循環）**



夏休みの小中合同学習会

成果

(保護者)	Q：まなび塾が 子供の学力向上につながっている と思うか？ A：「 思う 」「 かなり思う 」と回答した割合 68%	「学習意欲が上がり、 自主的に勉強 するようになった」 「コロナ禍で授業の進みが早く、ついていけない時期もあったが、まなび塾でサポートしてもらったおかげで 理解も進み、勉強が楽しくなった と笑顔で教えてくれた」
(児童)	Q：まなび塾に参加して 学校の勉強がよくわかるようになったか ？ A：「 思う 」「 かなり思う 」と回答した割合 80%	「友達と一緒になので、 わからない問題の教え合い ができてよかった」 「丁寧に教えてもらったことで 苦手なところがなくなってきた 」
(学校)	「授業でわからなかった部分を改めて指導してもらうことで、理解が深まって勉強が楽しくなり、 授業にも集中して取り組めるので、学校としても非常に助かっている 」（校長）	

【事例】CSによる学校と地域の防災体制の強化（熊本県（高等学校））

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いた**コミュニティ・スクール**を導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定**
- ◆ **地元市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施**



関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
 (地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
 (生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆ 避難所指定の協定締結数
40校（R2年8月時点）

21

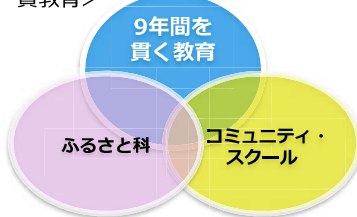
【事例】CSによる教育活動を通じた地域コミュニティの復興（岩手県大槌町）

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

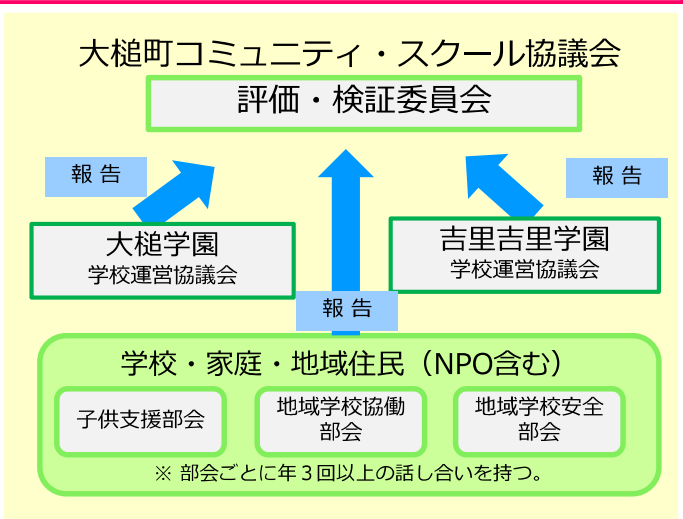
- 教育環境の復興
 - 安心して学べる新しい学校の建設
 - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
 - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。
 ・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
 - ・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
- ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
 - ・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
 - ・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



委員会名 部会名	主な活動内容（協議内容）	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長・副会長、教育委員、各校長、各部会長、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

22

【事例】 地域学校協働活動推進員を中心とした多様な連携・協働（東京都杉並区）

コーディネーターを軸として、学校・地域・保護者が一体となった学校支援（杉並区立杉並第一小学校）

活動概要・目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

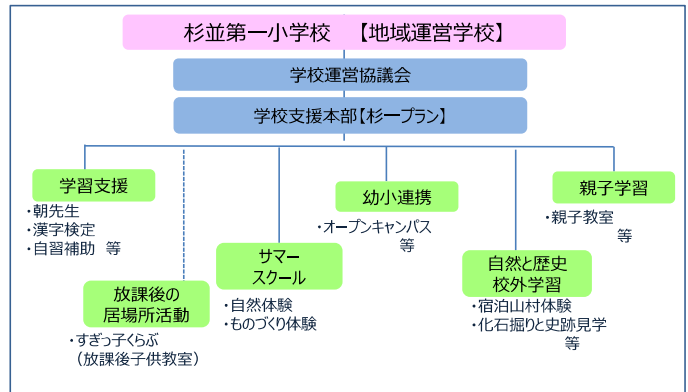
活動における工夫・ポイント

コーディネーターが中心となり各活動を推進

- 『朝先生』・・・授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、担任と協力しつつ、計算チャレンジや百人一首等の学習支援活動を実施。
- 「すぎっくらぶ」・・・放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり、日本の首遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは地域の住民で授業中の様子なども把握できるようスタッフと先生とのコミュニケーションを密にとっている。

活動における成果

- 「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた。
- 「朝先生」について、児童からは「色々なことを教えてくれる」「いてくれて安心する」という声が聞かれ、教員からは「落ち着いた状態で始業できる」「多面的な児童理解ができる」といった声が挙がっている。また、令和3年現在では活動の内容が深まり、支援活動ではなく、朝先生自身が主体性を持ち、多様な工夫をして取り組んでいる。このことが、更に教職員からの信頼を得ることにつながっている。
- 「朝先生」の力も向上しており、活動を通して「意欲」「やりがい」が増している。



【朝先生と百人一首】



【すぎっくらぶの様子】

23

【事例】 CSにおいて児童生徒が意見を述べる機会を設ける等の取組（山口県）

山口県では、学校運営にあたり、当事者である児童生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要であると考えており、学校運営協議会の熟議の場に児童生徒が参加する取組を推進している。例えば高等学校では、学校運営協議会において生徒が学校生活や学習活動についてのプレゼンテーションをするなどの取組が増えてきており、小・中学校においても、児童生徒の意見を熟議に反映させる取組を行っている学校がある。



高等学校における取組（山口県立山口高等学校）



中学校における取組（萩市立萩西中学校）

【学校運営協議会において、生徒が参加することの効果】

学校運営協議会において、委員と生徒・教職員とが互いに意見を交わすことで、

- 生徒を含めた参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれることが期待される。
- 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたたり、大人の考えに触れたりすることで、生徒の自己の在り方や生き方を考える機会にもなっている。

24

【事例】CSにおけるオンラインでの学校運営協議会の実施（東京都三鷹市）

取組の概要や経緯

- ◆ 三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会は、3校（1中学校・2小学校）の学校運営協議会で、23名の学校運営協議会委員（うち2名は地域学校協働活動推進員）と4名の事務局員の合計27名で構成されている。
- ◆ 年度当初に学園の経営方針と各学校の経営方針の承認を行う委員会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期を余儀無くされていた。しかし、経営方針の承認をできるだけ早く行うべきとの判断から、地域側からの提案により一部リモートによる委員会開催が実現した。

内容

- ◆ 各校長と学校運営協議会会長、副会長、事務局、市教育委員会担当者が小学校に集まり、その他の委員はリモートで参加。
※ 小学校への出席者も3密にならないよう対策を講じた。
- ◆ 現在各学校が行っている感染症対策や具体的な学校の対応方針が共有された。
- ◆ 協議により、学園の経営計画に新型コロナウイルス感染症対策の徹底に関して盛り込まれることになった。

ポイント

- ◆ この状況だからこそこの協議を行うことができた。
- ◆ 学校運営協議会の会長が中心となりWEB会議の環境を整えるなど、新しい取組に前向きな委員が多かった。

参加者の声

- ◆ 前例にとらわれず「今できること」を委員と学校で熟慮した結果、コミュニティ・スクール委員会で「新しい生活様式」を体現する素晴らしい取組になった。
- ◆ リモートであっても、顔を見て情報・意見交換ができ、結論だけでなく、そこに至る経緯も知ることができたことで、「お互いの信頼関係」が一層深まった。



今後の方向性

- ◆ 学校運営協議会のリモート開催の試みについては、今回の感染予防対策に限らず、今後も協議・情報共有等の手段としての活用や、コミュニティ・スクールの活動に、より幅広い地域人財の参加を促す契機となる可能性が考えられる。これらの可能性を踏まえつつ、今後について模索していく。

25

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学省の取組

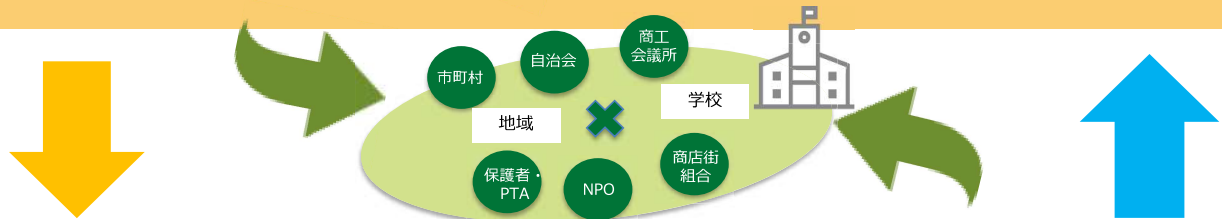
各地域における活動の支援

地域と学校の連携・協働体制の構築の支援及び地域学校協働活動の実施の支援

- 地域における地域学校協働本部の設置、学校運営協議会制度の導入に対する財政支援を実施
- 地域と学校の連携・協働体制構築事業（補助事業）

各地域の取組の推進に向けた相談・アドバイス

- 実際にコミュニティ・スクールの立ち上げに携わった経験者や地域学校協働活動の実践者等による相談対応、アドバイス
- CSマスターの派遣



コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の質の向上・改善に向けた取組

取組成果、好事例等の普及・展開

- 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催
- 優れた地域学校協働活動に係る文部科学大臣表彰
- HPI「学校と地域でつくる学びの未来」
- パンフレット、手引き等の作成

取組の効果を測る仕組の開発、調査研究

- ポートフォリオモデルの作成
- 実態調査による取組成果等の把握

26

背景・課題 学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など**学校や地域が抱える社会的課題の解決**を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**学校と地域が連携・協働し**、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等（共助・共生社会づくり）
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、…（略）

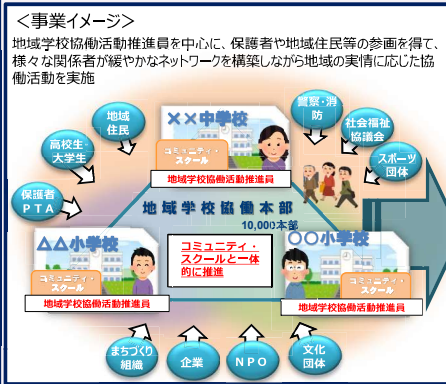
事業内容

- (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築**
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**する。
 - 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
 - コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、**都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築**する。
- (2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上**
- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「**地域学校協働活動推進員等**」の**人材の充実が重要**であるため、**配置促進や機能強化等を図るとともに**、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、**研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る**。
- (3) 地域学校協働活動の実施**
- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、**学習支援や体験活動などの取組を実施**するとともに、学校と地域が連携・協働し「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動に取り組む。

概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）
補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（ただし、都道府県等が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）
件数・単価：10,000箇所（本部）×65万円（単価は積算上の数字を平均したモノ）
補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>
地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動
多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

補助を行う地域学校協働活動
● 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
①登下校に関する対応
②放課後などにおける見守り、補導対応
③児童生徒の休み時間における対応
④校内清掃
⑤部活動の補助
● 地域における学習支援・体験活動（放課後等における学習支援活動等）

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 中間まとめ（概要）

（令和3年8月25日公表）

1. コミュニティ・スクール推進の必要性

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現等に加え、不登校やいじめ、児童虐待への対応、感染症対策、防災など学校や地域が抱える様々な課題にも対応しつつ、未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、これまで以上に学校・家庭・地域の連携・協働が必要となる。また、コロナ禍によりあらためて浮き彫りとなった学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働の重要性、安定した学校経営体制の必要性の観点からも、校長や教職員だけでなく、保護者や地域住民等が「当事者」として参画し、学校運営を支え・強化する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、全ての学校に求められる機能である

2. コミュニティ・スクール推進のための方策

コミュニティ・スクールの意義や目的、必要性及び効果について、関係者が広く十分に理解し、効果的な取組が全国で展開されるよう、特に以下の項目について支援の強化が必要

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する仕組み「学校運営協議会」と地域と学校が連携・協働して活動を行う「地域学校協働活動」は、両者の連携による取組の効果等を示しつつ、一体的な推進を図ることが必要

(2) 円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援

教育委員会の担当者、学校管理職等の関係者が、コミュニティ・スクールの必要性や有効性を正しく理解し、方向性を示しつつ取組を進めることが重要。都道府県教育委員会等による積極的・継続的な働きかけや、アドバイザーの配置など伴走支援体制の構築が必要

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むためには、両者の総合調整や企画立案、事務局機能を担う人材が重要であり、これらの役割を担う地域学校協働活動推進員等が継続的な活動を可能とするため、人材の配置促進・機能強化等を図ることが必要

(4) 地域学校協働活動推進員等の資質向上

地域学校協働活動推進員等は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の中核を担う人材であり、総合調整や企画立案役として、地域と学校の連携・協働に関わる幅広い知識や技能を身に付けることが求められることから、**段階的・体系的なスキルアップ研修や実践者同士の交流等の機会充実を図ることが必要**。また、学校運営協議会委員の資質向上を図ることも必要

上記のほか、導入促進のための支援、地域運営組織や関係部署との連携促進、首長の理解促進、成果・効果の事例の横展開等が必要

3. 今後の検討事項（案）

以下の論点等については、今後、本会議において引き続き検討を行う

- (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割
- (3) 学校評価とコミュニティ・スクールの関わり
- (4) いわゆる「類似の仕組み」について
- (5) 高等学校等における取組
- (6) コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の設置について

令和3年3月26日
総合教育政策局長決定
令和3年4月2日一部改正

1. 趣旨

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は平成16年に法制化され、その後平成29年の法改正により、その設置が教育委員会の努力義務となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画や地域と学校が連携・協働した取組が行われるなど、一定の定着が見られている。

一方、設置が努力義務であることを踏まえると更なる設置促進の検討が必要であるが、その際、コミュニティ・スクールは学校や地域をとりまく様々な課題を解決するためのプラットフォームとなりうること、社会教育法に規定される地域と学校がパートナーとして共に子供たちの成長を支える地域学校協働活動との一体的推進が重要であることを踏まえる必要がある。また、コミュニティ・スクールを始めとした地域と学校の連携・協働体制の在り方や進捗に地域や学校種の差があることなどが課題となっている。

平成29年の法改正の際、附則において施行後5年を目途としてその在り方について検討を加えるものとされていることから、これらのコミュニティ・スクールを取り巻く状況を踏まえ、今後の学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、コミュニティ・スクールの在り方について外部有識者の協力を得て検討を行う。

2. 会議検討事項

- (1) コミュニティ・スクールの在り方について
- (2) コミュニティ・スクールの設置促進、活動の充実について
- (3) その他、地域と学校の連携・協働に関することについて

3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ(1)以外の者にも協力を求めるほか、幅広く関係者の意見を聴くものとする。

4. 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 運営規則

令和3年4月23日
コミュニティ・スクールの
在り方等に関する検討会議

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議について（令和3年3月26日総合教育政策局長決定）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

（座長）

第1条 会議に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第2条 会議は原則として公開して行う。ただし、次に掲げる場合は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- （1）座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- （2）特別の事情により座長が必要と認める場合

（会議資料の公開）

第3条 会議において配付した資料は、原則として配布資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第4条 検討会議の議事は、議事概要等のホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附則

この規則は、決定の日から施行する。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 委員名簿

令和4年3月14日現在

- | | |
|---------|---|
| 安齋 宏之 | 福島県本宮市立本宮まゆみ小学校長 |
| 井上 尚子 | 東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会会長職務代理者 |
| 大島 修 | 前 公益社団法人日本PTA全国協議会常務理事 |
| ○ 貝ノ瀬 滋 | 東京都三鷹市教育委員会教育長、全国コミュニティ・スクール
連絡協議会会長 |
| 菅野 祐太 | 認定特定非営利活動法人カタリバ ディレクター、大槌町教育専門官 |
| 佐藤 晴雄 | 日本大学文理学部教授 |
| 繁吉 健志 | 山口県教育委員会教育長 |
| 竹原 和泉 | 特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事 |
| 福田 範史 | 鳥取県南部町教育委員会教育長 |
| 増淵 広美 | 神奈川県立総合教育センター教育相談専門員 |
| ◎ 松田 恵示 | 東京学芸大学理事・副学長 |
| 山崎 明彦 | 福岡県春日市立春日東中学校長 |
| 山本 珠美 | 青山学院大学教育人間科学部教授 |
| 吉田 信解 | 埼玉県本庄市長、全国市長会社会文教委員会委員長 |

(※50音順・敬称略(◎：座長、○：副座長))

(オブザーバー)

- | | |
|---------|-------------------------|
| 志々田 まなみ | 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 |
| 田中 雄章 | 総務省地域力創造グループ地域振興室長 |

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 検討の経過

第1回 令和3年4月23日

- ・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の運営について
- ・コミュニティ・スクールの在り方等について自由討議

第2回 令和3年5月27日

- ・コミュニティ・スクールに関する取組について

第3回 令和3年6月24日

- ・地域運営組織とコミュニティ・スクールについて
- ・中間まとめ（骨子案）について

第4回 令和3年7月27日

- ・学校改善と組織学習を促す仕組みとしてのコミュニティ・スクールについて
- ・中間まとめ（案）について

第5回 令和3年9月10日

- ・高等学校・特別支援学校・幼稚園における取組について

第6回 令和3年10月13日

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割について
- ・学校評価とコミュニティ・スクールの関わりについて

第7回 令和3年11月22日

- ・コミュニティ・スクールに係る教師の資質について
- ・いわゆる「類似の仕組み」について

第8回 令和3年12月24日

- ・最終まとめ（骨子案）について

第9回 令和4年2月1日

- ・最終まとめ（素案）について

第10回 令和4年2月21日

- ・最終まとめ（案）について

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（概要）

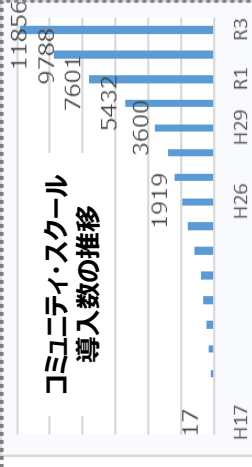
令和4年3月14日

～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

経緯：平成29年の地教法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教法の改正により制度化
- 平成29年の地教法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人选

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるブッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現